

住民一人ひとりが、互いの人権を尊重する
おもいやりのあるまちづくり

安八町人権施策推進指針

(第二次改定案)

※主な改定ポイントを下線で示しています。

令和7年11月

第1章 指針の改定にあたって

1 背景	2	5 策定・推進体制	4
2 目的	3	(1) 安八町人権施策推進指針策定委員会	4
3 位置づけ・性格	3	(2) 人権に関する町民意識調査	4
4 期間	3		

第2章 基本的な考え方

1 人権についての考え方	6	(3) 人権施策の成果と課題	14
2 安八町の現状と人権課題	6	3 基本理念	17
(1) 人権意識	7	4 基本理念の実現に向けて	17
(2) 人権擁護	10		

第3章 基本方針と施策の方向性

基本方針Ⅰ 互いの人権を認め合う意識づくり

1 考え方	22	(2) 啓発広報活動の推進	23
2 施策の現状と課題	22	(3) 参加型・体験型の啓発	23
3 施策の方向性	22		
(1) わかりやすい人権教育の推進	22		

基本方針Ⅱ 人権を守る仕組みづくり

1 考え方	24	(1) 誰もが安心して相談できる体制づくり	25
2 施策の現状と課題	24	(2) 人権を守るために迅速な対応	25
3 施策の方向性	25		

基本方針Ⅲ 自分らしく生きるための環境づくり

1 考え方	26	(1) 尊厳ある暮らしを営める環境づくり	27
2 施策の現状と課題	26	(2) 個人を支える団体の支援	27
3 施策の方向性	27		

基本方針IV 人にやさしいおもいやりのあるまちづくり

1 考え方	28	(1) 人にやさしい地域づくり	29
2 施策の現状と課題	28	(2) 誰もが暮らしやすい環境づくり	29
3 施策の方向性	29		

基本方針V 人権尊重のための体制づくり

1 考え方	30	(1) 人権尊重に向けた体制づくり	30
2 施策の現状と課題	30	(2) 町職員の人権意識の高揚	31
3 施策の方向性	30		

第4章 分野別の課題と方向性

1 女性	34	8 犯罪被害者とその家族	61
2 子ども	38	9 刑を終えて出所した人	63
3 高齢者	42	10 インターネットによる人権侵害	65
4 障がいのある人	46	11 性的指向・性自認を理由とする人権問題	68
5 部落差別（同和問題）	50	12 職場における人権問題	71
6 外国人	54	13 その他の人権問題	73
7 感染症患者等	58		

第1章

指針の改定にあたって

1 背 景

昭和23年、国連で採択された世界人権宣言第1条において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という人権の基本的な考え方が示されてから、70年以上が経過しました。

その間、国連が中心となって人権に関する諸条約が締結されるなど、人権を守る取り組みが進められてきました。その一方で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害に起因する地域紛争が発生し、飢餓や難民問題、テロなどの深刻な人権問題が後を絶たない状態が続いています。

日本においても、基本的人権を保障する日本国憲法に基づいて、さまざまな人権に関する法律や制度が整備され、過去、歴史の中で生きてきた社会的身分や人種、性別などによる差別や偏見を解消する取り組みが進められてきました。

さらに、DV（ドメスティック・バイオレンス）や虐待、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、インターネットを介した個人への人権侵害が顕在化しています。また、
同性愛、両性愛等の性的指向の異なる人や性同一性障がい等の性自認の異なる人への人権問題も新たな局面を迎えるなど、人権問題はより一層複雑化・多様化しています。このような人権問題は、年齢や性別を問わず、すべての人に関わるものであり、これまで行政が取り組んできた「女性」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」などの枠組みで解決することが難しくなっており、住民一人ひとりの人権を守るために、より包括的・総合的な取り組みが必要です。

一方で、近年、令和3年に「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）が改正されたほか、令和4年には子どもの権利を保障するものとして「こども基本法」、令和5年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（以下「LGBT理解増進法」といいます。）が制定されるなど、さまざまな人権問題に関する個別の課題解決も進められています。

2 目的

市町村は、住民の日常生活全般に直接関わる業務を行っています。その内容は、住民が生活していく上で欠くことのできない諸権利を実現するためのものであり、それを担う各部署は人権と密接につながっています。

そのため、安八町は、人権問題に対して全庁的に取り組み、社会的に弱い立場に置かれた人はもちろん、すべての住民が自立した尊厳ある暮らしを営むことができるよう、平成23年に「住民一人ひとりが、互いの人権を尊重するおもいやりのあるまちづくり」を基本理念とした「安八町人権施策推進指針」（以下「指針」といいます。）を策定し、令和2年には指針の第一次改定を行い、人権施策の包括的・総合的な推進に取り組んできました。

指針の改定から5年となります。人権問題についてはいまだ多くの課題が残され、個別の課題への対応も求められています。そこで、これまでの包括的・総合的な取り組みをより一層推進するとともに、新たな局面を迎えた課題を含め、さまざまな人権課題の解決を図るために、指針の第二次改定を行うこととしました。

3 位置づけ・性格

- ① この指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や岐阜県の「岐阜県人権施策推進指針（第四次改定）」との整合性を保つつつ、安八町の特性を考慮に入れたものです。
- ② 社会情勢とともに変化していく人権課題に対して、柔軟に対応していくものです。
- ③ 施策や事業を推進するにあたっては、住民や団体との協力と連携の視点に立ち、安八町全体で包括的・総合的に取り組んでいくものです。

4 期間

この指針の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間を目指とし、国内外の動きや安八町を取り巻く社会経済状況、社会構造の変化に伴い、必要に応じて見直しを行います。

5 策定・推進体制

(1) 安八町人権施策推進指針策定委員会

人権課題に関わる各種団体および関係機関の代表者等で構成する「安八町人権施策推進指針策定委員会」を設置し、指針の内容について審議を行いました。今後、指針の推進状況等をチェックし、必要に応じて、意見等の聴取に努めます。

(2) 人権に関する町民意識調査

住民の人権に関する意識や人権施策の方向性を把握し、指針策定の基礎資料とすることを目的にアンケートを実施し、主な調査結果を本指針に収載しています。なお、より詳しい「人権に関する町民意識調査報告書」は、福祉課にて閲覧することができます。

図表1－1 人権に関する町民意識調査結果の概要

調査対象	調査方法	調査期間	調査数	回答数	回答率(%)
18歳以上の 町民	住民基本台帳から対象者を 無作為抽出し、郵送により 調査票を配布・回収（ <u>ウェ ブ回答可</u> ）	令和7年7月10日 ～7月31日	800	306	38.3



第2章

基本的な考え方

1 人権についての考え方

人権とは、国籍や信条、性別、出身、経歴、年齢などを問わず、地球上のあらゆる人々が、人として生きていくための固有の権利であり、誰もが等しく生まれながらに持つ権利です。

日本国憲法においては、「国民主権・基本的人権の尊重・平和主義」を三大原則として、「自由権」「平等権」「社会権」などが定められており、すべての人が尊重され、人間らしく生きる権利が保障されています。

これらの権利は、私たちの日々の暮らしと密接に関係しており、住居や進学先、就職先を決めるときはもちろんのこと、地域や近所との付き合い、学校・職場などの身近な生活環境など、あらゆる生活の場面で私たちを支えています。言い換えると、人権が守られるということは、毎日の暮らしの中で、誰もが尊重され、差別を受けることなく、信条や生命を脅かされることのない、安全・安心な暮らしを営めることを意味しています。

このことを踏まえ、安八町は、すべての人が互いの生き方を尊重し、誰もが誇りをもって暮らすことのできるまちづくりを進めています。

2 安八町の現状と人権課題

安八町の人口は、令和7年10月1日現在14,409人と、5年前・令和2年の同時期に比べて376人（2.5%）減少しています。

このうち、男性は7,121人（49.4%）、女性は7,288人（50.6%）です。年齢階層別では、15歳未満が1,577人、15歳以上65歳未満が8,567人、65歳以上が4,265人です。15歳未満の年少人口の割合が低下する一方、15歳以上65歳未満の生産年齢人口と65歳以上の高齢者人口の割合が上昇しています。なお、高齢化率（全人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合）は29.6%となっています。

図表2－1 安八町の人口（令和7年10月1日現在）

区分	0～14歳	15～64歳	65歳以上	合計
男性	814	4,430	1,877	7,121
女性	763	4,137	2,388	7,288
合計	1,577	8,567	4,265	14,409
比率（%）	10.9	59.5	29.6	100.0

資料：住民基本台帳

全国的にも、今後、高齢者人口が増加するものの、人口全体の減少が見込まれており、安八町においても同様に人口減少が進んでいくことが予測されます。

なお、安八町に居住する外国人は664人と、人口の4.6%となっています。国籍別では、ベトナムが226人と最も多く、次いで、中国が95人、インドネシアが62人などとなっています。

図表2－2 安八町に居住する外国人（令和7年10月1日現在）

区分	ベトナム	中国	インドネシア	パキスタン	フィリピン	ブラジル	その他	合計
外国人	226	95	62	53	49	36	143	664
比率(%)	34.0	14.3	9.4	8.0	7.4	5.4	21.5	100

資料：住民基本台帳

こうした特徴を持つ安八町においても、文化的背景の違いや世代間の意識の違いにより、人と人のつながりをつくることがますます難しくなると考えられます。

安八町が令和7年に実施した「人権に関する町民意識調査」（以下「令和7年調査」といいます。）の結果を踏まえると、安八町における人権に関する現状と課題は次のとおりです。

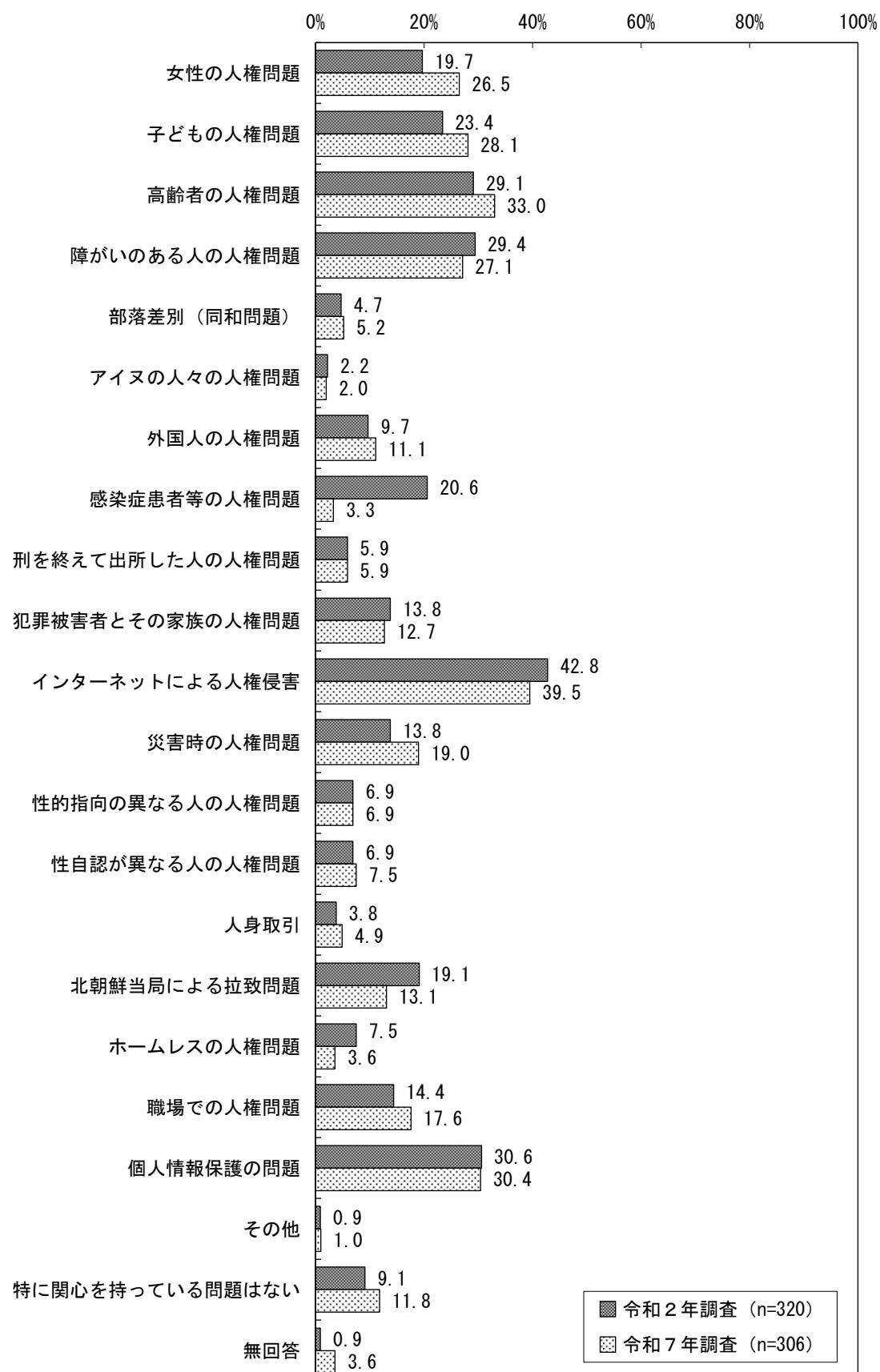
(1) 人権意識

人権は全ての人にとってかけがえのない権利であり、失うことがないようにしっかり身に付け、守り育てていかなければなりません。しかし、一般的に、人権を知る・学ぶことは難しいこと、自分とは無縁なことと受け止められてしまうことがあります。それだけに、安八町が人権尊重に根ざしたまちづくりを進めていくには、人権の考え方をよりわかりやすく紹介し、住民の人権に対する意識を醸成させていくことが大切です。

令和7年調査において、関心を持っている人権問題についてたずねたところ、「インターネットによる人権侵害」が39.5%と最も高く、次いで、「高齢者の人権問題」(33.0%)、「個人情報保護の問題」(30.4%)と、令和2年に実施した「人権に関する町民意識調査」（以下「令和2年調査」といいます。）と同程度の関心の高さがみられます。また、「子どもの人権問題」(28.1%)、「障がいのある人の人権問題」(27.1%)、「女性の人権問題」(26.5%)などの人権問題に対する関心も依然として高くなっています（図表2－3）。

また、性別や年代によって、人権が尊重されていると感じる人の割合や人権に関する理解度などに差があることもわかりました（図表2－4）。このようなことから、人権問題に対する関心をより一層高めていくとともに、性別・年齢を問わず、すべての住民が身近なところから人権に対する知識と理解を深めていく必要があります。

図表2－3 関心を持っている人権問題（令和2年調査との比較、複数回答可）



図表2－4 関心を持っている人権問題（性別・年齢別、複数回答可）

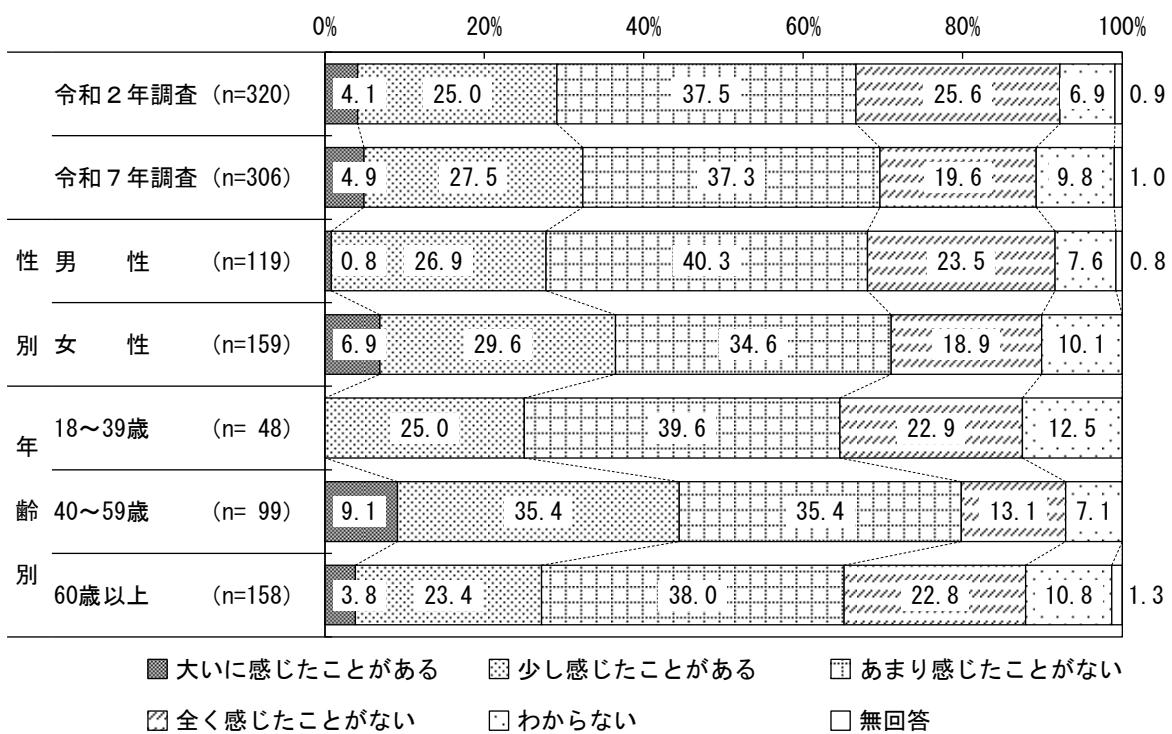
区分		n	女性の人権問題	子どもの人権問題	高齢者の人権問題	障がいのある人の人権問題	部落差別（同和問題）	アイヌの人々の人権問題	外国人の人権問題	感染症患者等の人権問題	刑を終えて出所した人の人権問題	犯罪被害者とその家族の人権問題	インターネットによる人権侵害
性別	男性	119	16.0	21.8	33.6	26.1	7.6	1.7	13.4	2.5	2.5	14.3	35.3
	女性	159	35.2	32.7	35.8	31.4	4.4	2.5	10.1	4.4	8.2	12.6	40.9
年齢別	18～39歳	48	27.1	35.4	12.5	16.7	6.3	2.1	16.7	4.2	8.3	20.8	52.1
	40～59歳	99	35.4	37.4	21.2	35.4	6.1	4.0	11.1	3.0	10.1	17.2	46.5
	60歳以上	158	20.9	20.3	46.8	25.3	4.4	0.6	9.5	3.2	2.5	7.6	31.6

区分		n	災害時の人権問題	性的指向の異なる人の人権問題	性同一性障がい者の人権問題	人身取引	北朝鮮当局による拉致問題	ホームレスの人権問題	職場での人権問題	個人情報保護の問題	その他	特に関心を持っている問題はない	無回答
性別	男性	119	16.8	6.7	8.4	6.7	9.2	3.4	23.5	24.4	1.7	16.8	1.7
	女性	159	20.1	6.9	8.2	4.4	17.6	4.4	14.5	35.2	0.6	9.4	2.5
年齢別	18～39歳	48	18.8	10.4	16.7	14.6	14.6	4.2	25.0	29.2	-	12.5	4.2
	40～59歳	99	15.2	11.1	9.1	4.0	7.1	3.0	30.3	28.3	1.0	7.1	1.0
	60歳以上	158	21.5	3.2	3.8	2.5	16.5	3.8	7.6	32.3	1.3	14.6	4.4

(2) 人権擁護

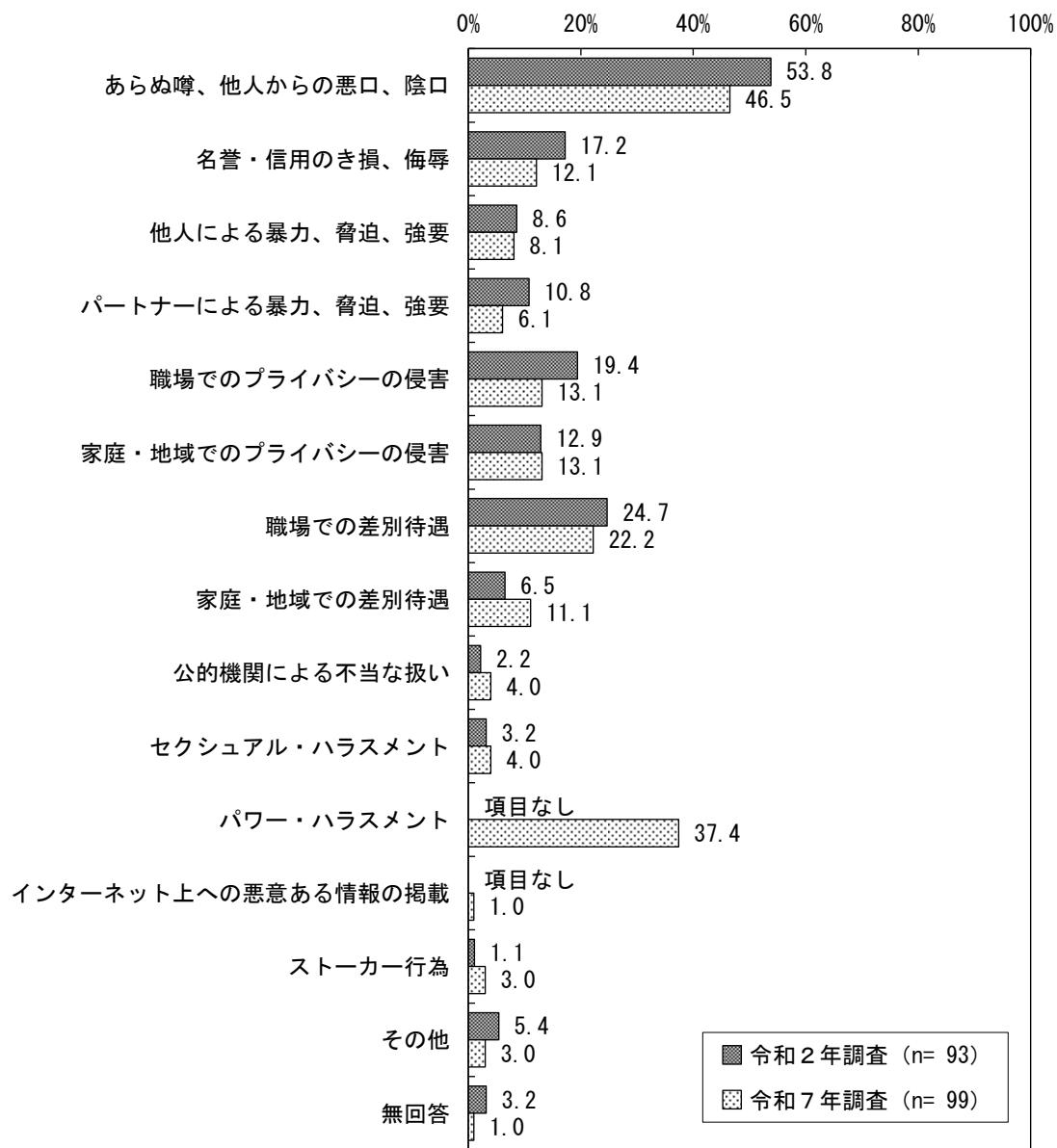
令和7年調査において、人権を侵害されたと感じたことがあるかたずねたところ、「大いに感じたことがある」(4.9%) と「少し感じたことがある」(27.5%) を合わせた《感じたことがある》が32.4%と、依然として3割程度あります。

図表2－5 人権侵害を受けた経験



その内容としては、「あらぬ噂、他人からの悪口、陰口」が46.5%と依然として最も高く、次いで、令和7年調査で選択項目に追加した「パワー・ハラスメント」が37.4%となっています。

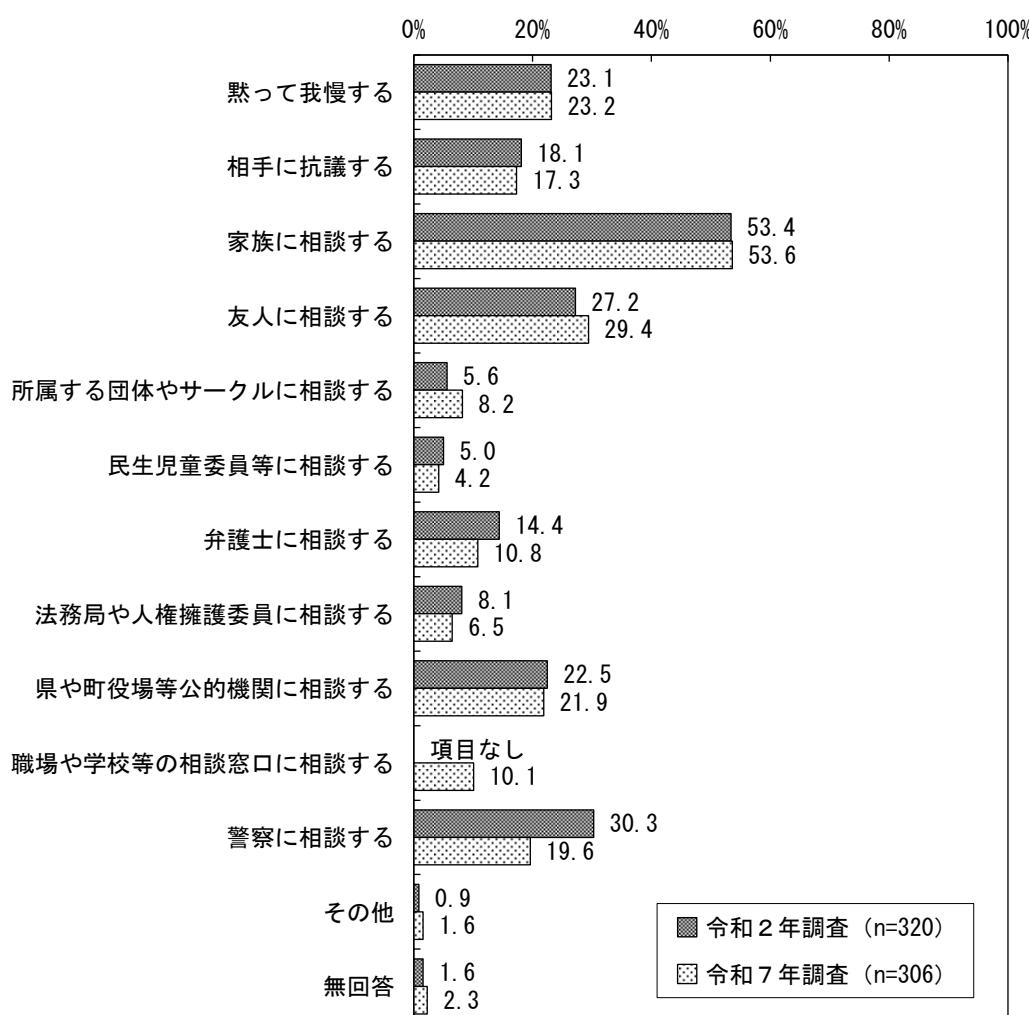
図表2－6 受けた人権侵害の内容（複数回答可）



人権侵害を受けたときの対応としては、「家族に相談をする」が53.6%と依然として最も高く、次いで、「友人に相談をする」が29.4%あり、「黙って我慢をする」も23.2%あります。

引き続き、住民の人権を守る仕組みを整えていくとともに、住民の人権を脅かす事態が発生したときには、迅速かつ適切に対応していく必要があります。また、人権侵害を受けた人や社会的に弱い立場に置かれた人に対して、その人たちが直面する状況を考慮したきめ細かな対応を進め、「黙って我慢をする」ことなどないようにしていく必要があります。

図表2－7 人権侵害を受けた時の対応（令和2年調査との比較、複数回答可）



図表2－8 人権侵害を受けた時の対応（性別・年齢別、複数回答可）

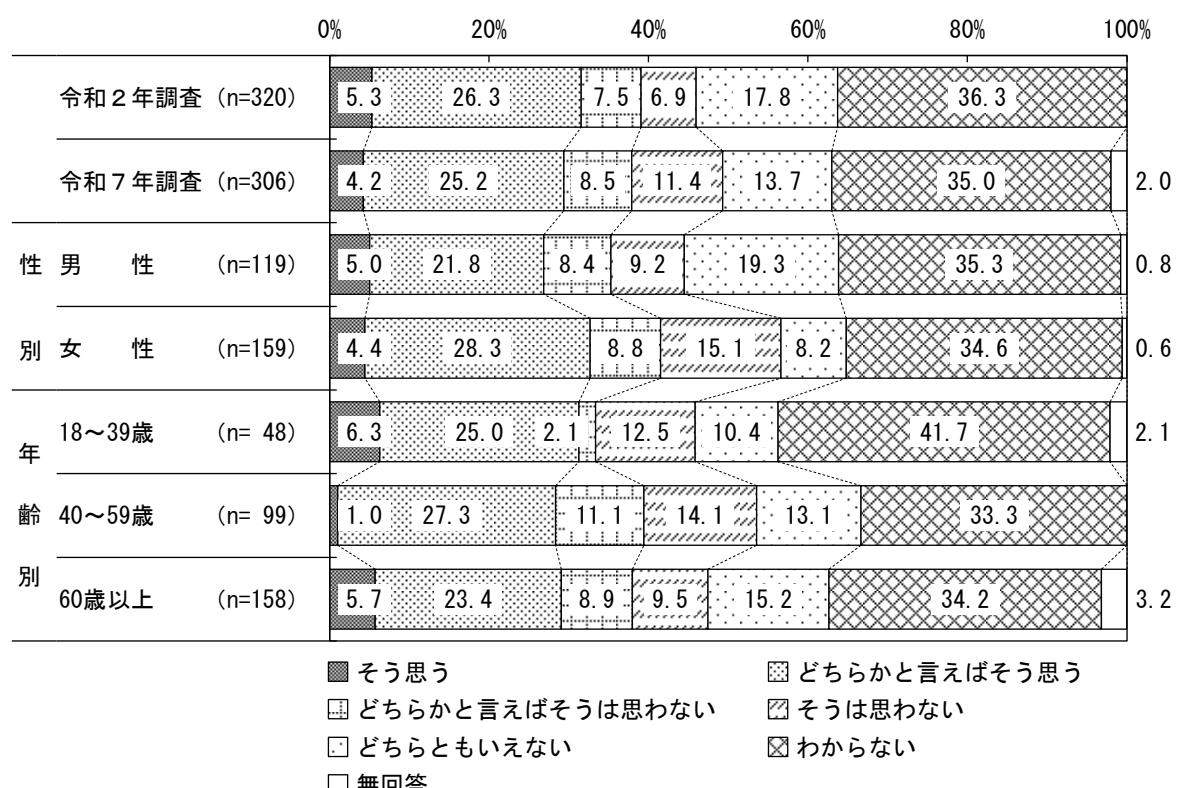
区分		n	黙つて我慢する	相手に抗議する	家族に相談する	友人に相談する	所属する団体やサークルに相談する	民生児童委員等に相談する	弁護士に相談する	法務局や人権擁護委員に相談する	県や町役場等公的機関に相談する	職場や学校等の相談窓口に相談する	警察に相談する	その他	無回答
性別	男性	119	26.1	27.7	42.0	21.0	10.1	4.2	14.3	6.7	27.7	10.1	17.6	0.8	0.8
	女性	159	20.1	8.8	67.3	35.8	7.5	4.4	10.1	6.9	17.6	10.1	23.3	2.5	1.3
年齢別	18～39歳	48	29.2	22.9	45.8	33.3	8.3	—	10.4	10.4	8.3	14.6	6.3	2.1	2.1
	40～59歳	99	28.3	23.2	61.6	31.3	13.1	2.0	12.1	6.1	14.1	16.2	16.2	1.0	1.0
	60歳以上	158	18.4	12.0	51.3	27.2	5.1	7.0	10.1	5.7	31.0	5.1	25.9	1.9	2.5

(3) 人権施策の成果と課題

互いの人権を尊重するまちづくりを進めていくには、住民が主体となって、住民同士がふれあいを深め支え合う風土を、行政とともに醸成していかなければなりません。このことは、多様な人が集まる安八町において重要なことです。そのため、安八町においては、より総合的な解決に向けて取り組んできました。

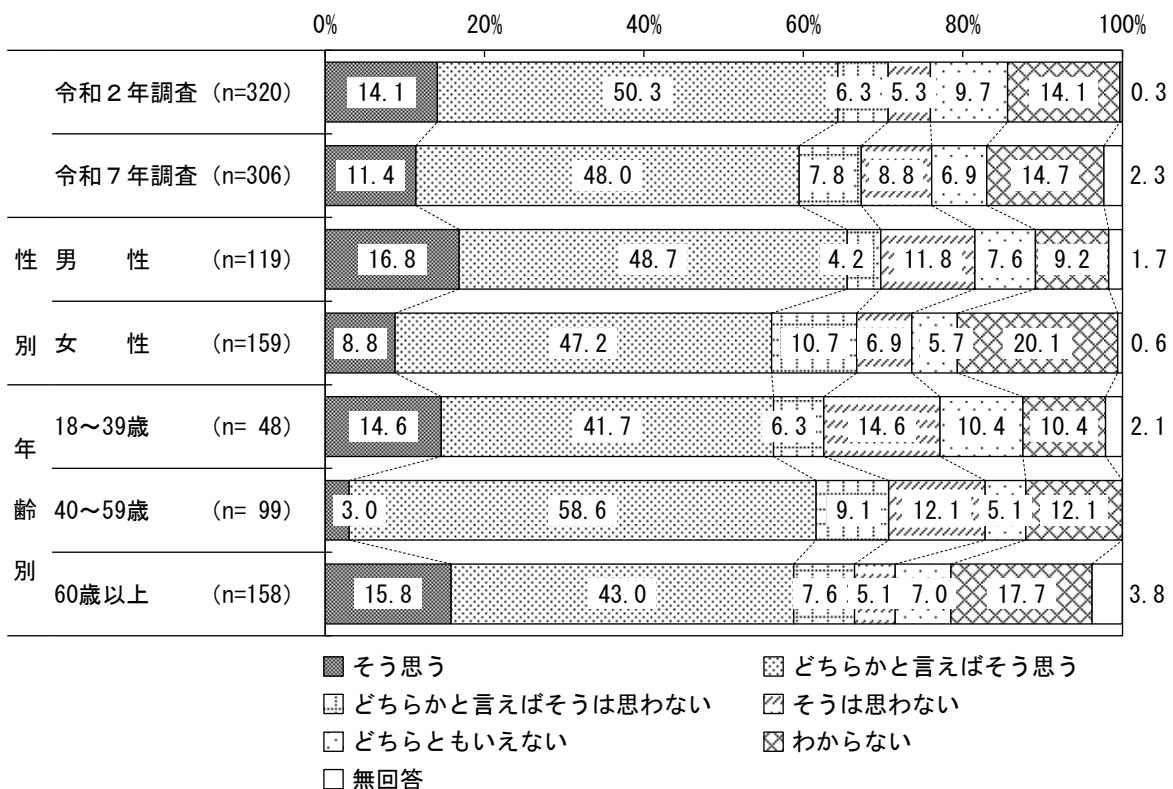
令和7年調査において、一人ひとりの人権意識が5年前に比べて高くなっていると思うかたずねたところ、「そう思う」(4.2%)と「どちらかと言えばそう思う」(25.2%)を合わせた《高まっていると思う》が29.4%と、依然として3割程度を占めています。一方、「そう思わない」(11.4%)と「どちらかと言えばそう思わない」(8.5%)を合わせた《高まっていると思わない》は19.9%となっています。ただし、「どちらともいえない」が13.7%、「わからない」が35.0%あり、施策の成果が町民一人ひとりに十分共有されていないと考えられます。

図表2－9 5年前と比較して人権意識は高まっているか



また、身近なところで一人ひとりの人権が守られていると思うかたずねたところ、「そう思う」(11.4%)と「どちらかと言えばそう思う」(48.0%)を合わせた《守られていると思う》は59.4%と、依然として6割程度を占めています。一方、「そう思わない」(8.8%)と「どちらかと言えばそう思わない」(7.8%)を合わせた《守られていると思わない》は16.6%となっています。

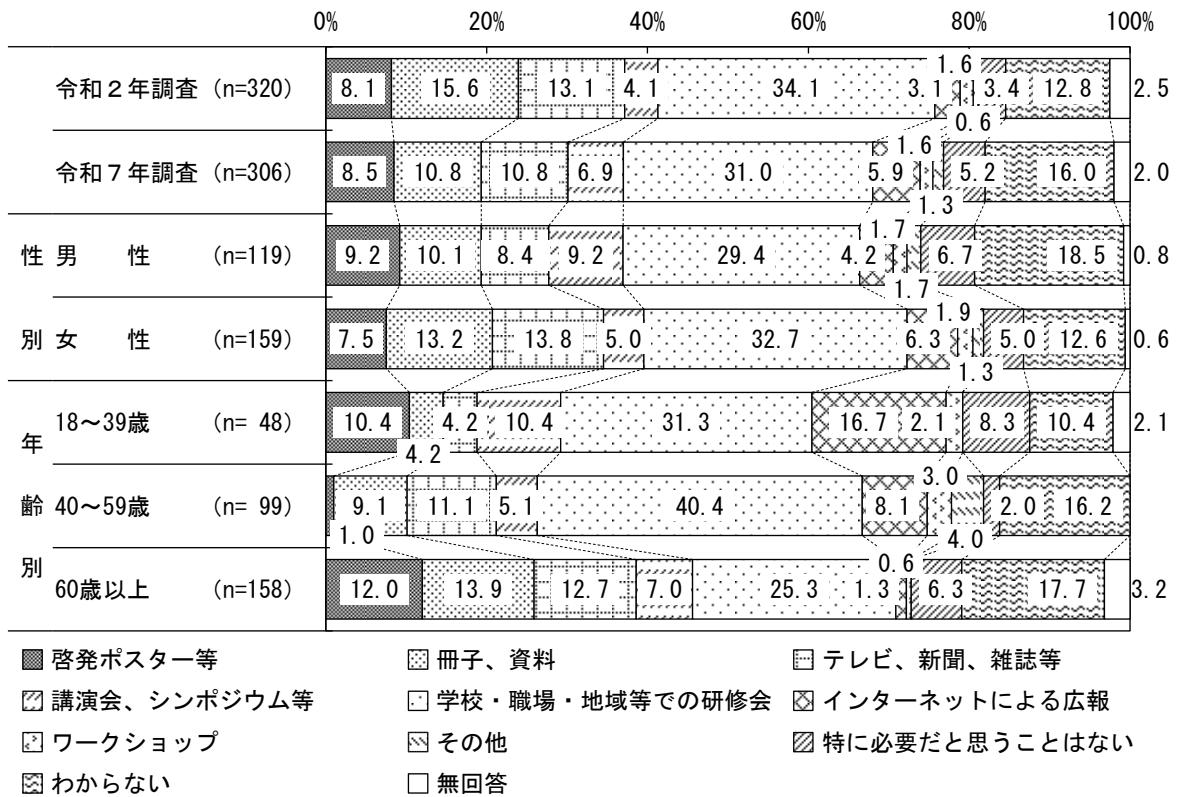
図表2-10 一人ひとりの人権が守られているか



さらに、一人ひとりの人権意識を高めるために必要なことについてたずねたところ、「学校・職場・地域等での研修会」が31.0%と最も高く、このほかは、「わからない」が16.0%となっています。

このようなことから、引き続き、行政として、広報・啓発活動に努めるとともに、横断的な体制づくりを進め、学校・職場・住民と協働して、人権尊重に向けた総合的な施策を充実・展開していく必要があります。

図表2-11 人権意識を高めるために必要なこと



3 基本理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

安ハ町が、誰にとっても安全・安心で、誇りをもって暮らすことのできるまちとなるには、住民一人ひとりが自らの権利を知り、それと同時に、他人の権利も等しく尊重する環境を育んでいかなければなりません。

互いの権利を認め合う環境をつくることにより、誰もがその人らしく生きることができるようになります。互いの人権を尊重しながらも、自分らしい暮らしを誰もが営んでいくことにより、地域の中で互いを支え合うおもいやりのまちが生まれます。

このような考えに基づき、次の基本理念を掲げます。

住民一人ひとりが、互いの人権を尊重するおもいやりのあるまちづくり

4 基本理念の実現に向けて

基本理念を実現させていくためには、全町をあげて、総合的に安ハ町の人権に関する課題の解決に取り組んでいくことが大切です。

そのためには、まず住民の人権に対する意識の高揚が欠かせません。誰もが人権への理解を深め、互いをおもいやり尊重することの重要性と意義を分かち合うことは、「おもいやりのあるまちづくり」の土台を築いていくことにつながります。

人は、日々の暮らしの中で自分では解決できない悩みや不安を抱えることがあります。そのような人たちが安心して相談できる体制の整備が必要です。それと同時に、万が一、人権侵害が発生した場合に迅速に対処できる体制づくりを推進し、すべての住民の人権が守られる、安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

また、人権侵害を受けた人たちや社会的に弱い立場に置かれた人たちが自分らしい暮らしを取り戻すには、多くの時間と労力を要するものです。そこで、個人の自立支援を目的とした体制の充実を図り、すべての人がその人らしい生き方を歩める環境づくりに取り組みます。

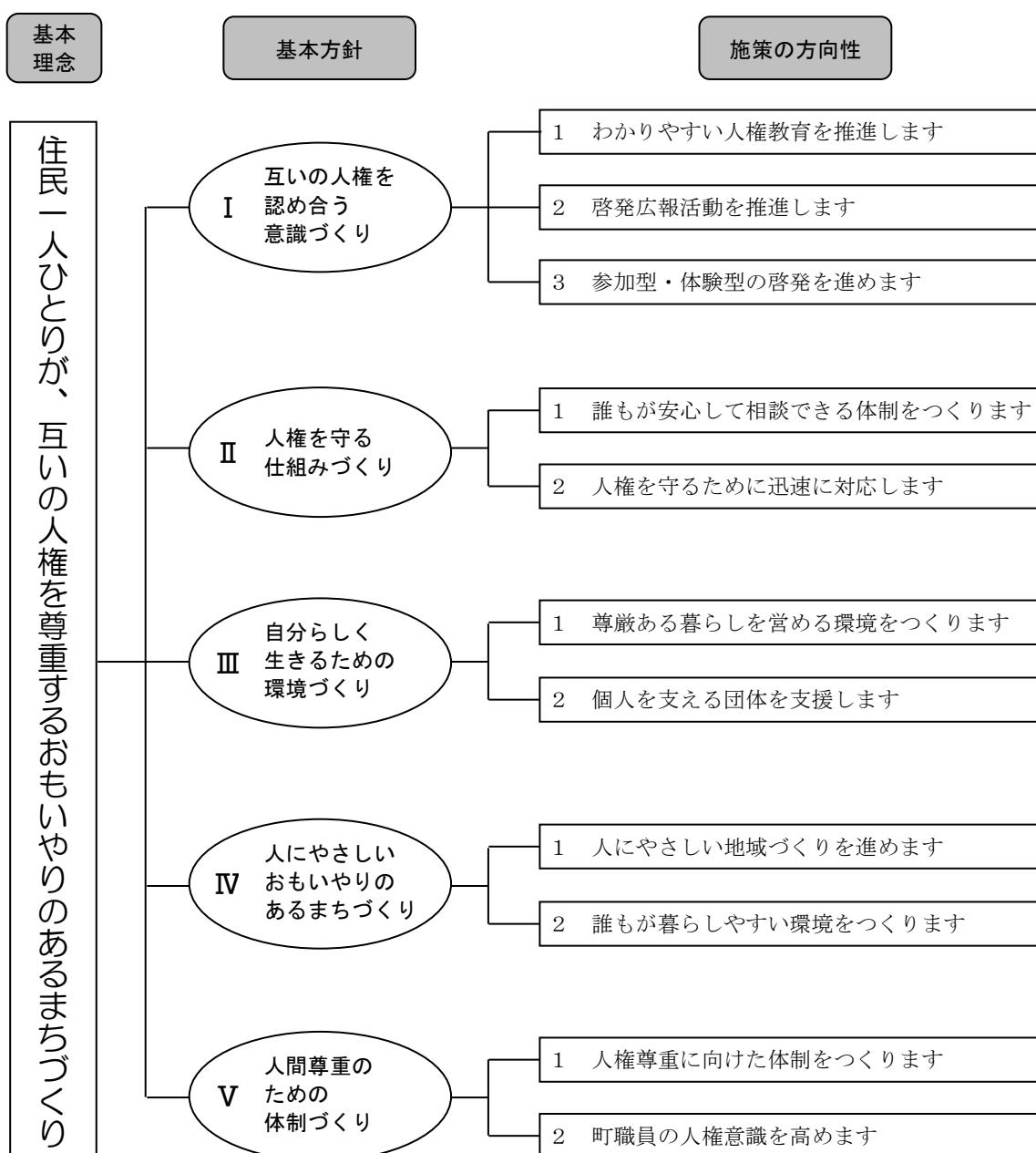
地域の住民同士のコミュニケーション不足により、人権侵害となる可能性のある問題を見過

ごしてしまうことも少なくありません。そのため、事態の深刻化を未然に防ぐには、地域のつながりをより一層深めていくことが大切です。

これらの課題を解決し、安八町がより人権を尊重するまちとなるには、行政の体制を整えるとともに、地域のつながりを深めるため、人権意識の醸成と住民活動の活性化を図る施策を円滑に推進していくことが肝要です。

これらを踏まえ、基本理念の実現に向け、次の5つの基本方針を掲げます。

■安八町人権施策推進指針の体系図



また、基本理念の実現に向け、次の目標の達成をめざします。

■安八町人権施策推進指針の数値目標

一人ひとりの人権意識が以前より高まっていると感じる町民の割合：40%以上

※令和7年度町民意識調査：「そう思う」(4.2%) + 「どちらかと言えばそう思う」(25.2%) より向上

第3章

基本方針と施策の方向性

基本方針 I

互いの人権を認め合う意識づくり

1 考え方

人権は、すべての人の暮らしと密接に関わっています。住民一人ひとりが学校や職場、家庭、地域など、あらゆる生活の場で、常に人権が守られていることを意識していくためには、自らの権利や他人の権利についての知識を身につけ、それと同時に人権の大切さを知ることが必要です。

そのためには、年齢や性別にかかわらず、すべての人が日々の暮らしの中で人権に対する認識を深め、互いを認め合うことのできる風土を醸成していくことが大切です。

2 施策の現状と課題

安八町は、小・中学生などを対象とした人権教育や、平和に関する啓発、国際理解・交流、住民の健康づくりや消費生活、環境保全に向けたさまざまな取り組みを行っています。これらは住民一人ひとりの自立や住民の生活を守る施策として展開しています。それらを充実させつつ、より幅広い年代の人が参加できる活動を進めるとともに、時代の変化に伴い生じる新たな人権問題にも取り組んでいくことが必要です。

3 施策の方向性

(1) わかりやすい人権教育の推進

人権意識を高め、互いを認め合うことのできる風土を醸成するには、住民一人ひとりが人権問題に敏感な感性を磨くことが必要です。すべての教育の出発点である家庭教育の充実が図られるよう、親の学習機会の充実や父親の家庭教育への参加を促進します。また、わかりやすい内容と手法で、学校や職場、地域など、あらゆる場と機会をとらえ、人権問題への関心を高め、住民の人権意識の高揚に努めます。

社会経済情勢の変化によって生じる格差や職場でのハラスメントによる人権問題、インターネットを介した人権侵害、性的指向や性自認を理由とする差別などの人権問題についても柔軟に取り組み、住民の関心を高めるとともに、住民とともに課題の解決を図ります。

(2) 啓発広報活動の推進

人権に関する教育やイベントを開催しても、参加しないあるいは参加できない住民が数多くいます。このような人々に対しては、人権に関する内容の広報紙への収載や、わかりやすい啓発冊子等の配布を行うとともに、インターネットを活用した周知に努めます。

(3) 参加型・体験型の啓発

講演会・研修会等の人権教育、広報紙・冊子等による人権啓発広報も重要ですが、それだけで当事者の生活状況等は実感できません。そこで、中学生と乳幼児の交流、高齢者と児童・生徒の交流、障がいのある人や外国人と住民の交流などを推進します。さらに、車いす体験など、障がいのある人や高齢者の疑似体験も実施します。

基本方針Ⅱ 人権を守る仕組みづくり

1 考え方

住民一人ひとりが自分の人権を守り、たくましく生きるために、自分の気持ちを伝える力も必要になります。しかし、悩みや不安を抱える人は、気持ちが混乱していたり、動搖していたりすることがあるため、自分自身の思っていることを伝えるのが容易ではありません。そのような相談者の状況に配慮するとともに、相談者が安心かつ信頼して「自分の悩みを自分の言葉で言える環境」を整えていくことが必要です。

人権を脅かす事態が発生した場合、迅速かつ適切に対応していかなければなりません。特に子どもや高齢者、障がいのある人などは自分の言葉で自分の状況を説明することが難しいこともあります。そのため、周囲が人権侵害のサインを素早く察知し、事態の深刻化を防ぐ必要があります。

このようなことから、住民の人権を守るために、相談の体制と緊急時の対応をより充実していくことが大切です。

2 施策の現状と課題

人権に関する安八町の相談窓口は、福祉課であり、中央公民館において「人権相談」を年4回開催しています。町内には6人の人権擁護委員があり、人権相談等の活動を行っています。児童虐待や高齢者虐待、DVなどの人権侵害については、関係機関との連携を進め、緊急時の対応に取り組んでいます。

住民にとって、より利用しやすく、かつプライバシーの確保など信頼性の高い相談窓口となるよう体制の整備・充実を図るとともに、人権侵害に対してより柔軟に対応できる緊急時の体制づくりを進めていくことが必要です。

3 施策の方向性

(1) 誰もが安心して相談できる体制づくり

住民の抱える悩みや心配ごとは、家族や近隣住民との関係、仕事に関することなど、実にさまざまです。それらの悩みは複数の事柄が重なり合って起こることが多くなっています。したがって、相談に応じる際は、より広い視野をもって対応していくことが求められます。相談者が安心して相談できるよう個人情報の保護を徹底しつつ、相談者の個別のケースに柔軟に対応できる体制を整えていきます。それと同時に、より多くの住民に相談できる場所があることを知ってもらうために、相談窓口の周知を図ります。

(2) 人権を守るための迅速な対応

暴力や虐待の被害を受けた人は、必ずしも第三者に相談するとは限りません。また、年齢やその他の状況により、自らの思いを伝えることができない場合もあります。こうした状況を考慮に入れ、人権が脅かされる事態を未然に防ぐ体制を整えるとともに、万が一、人権侵害が発生したときに迅速に対応できる仕組みを整備していくことが必要です。

緊急事態にも迅速に対応できるよう、関係機関や民間団体との連携を強化し、住民の人権を守ります。

基本方針Ⅲ

自分らしく生きるための環境づくり

1 考え方

誰もが安全かつ安心して暮らす権利を有しており、その権利を実現させるには、一人ひとりが日々の生活をどう過ごしたいかを自ら選び、決定していくことが大切になります。また、自分の意志で暮らしを営みつつ、お互いに助け合い、支え合うことは、尊厳のある自立した生活と言えます。

しかし、暴力や虐待などの被害を受けた人が精神的苦痛などから立ち直り、その人らしい生活を営むことは容易なことではありません。一方で、刑を終えて出所した人を含め、社会的に弱い立場に置かれた人々は、社会における力関係などで、自己決定権を十分に発揮することができず、自己実現の機会が限られてくる可能性もあります。

こうしたさまざまな状況に配慮し、暴力や虐待などの被害を受けた人や社会的に弱い立場に置かれた人々が自らの生き方を選択し、自分の意志で暮らしを営んでいけるよう、持続的に支援していく体制を整備していくことが大切です。

2 施策の現状と課題

安八町では、子ども、高齢者、障がいのある人などを対象とした町独自の支援や、高齢者、障がいのある人の社会参加を促進する活動などを展開しています。また、生活が困難な世帯に対する各種支援も行っています。

個人が社会において、より継続的にその人らしさを発揮できるよう、就労も視野に入れた支援を考慮していくことが必要です。

3 施策の方向性

(1) 尊厳ある暮らしを営める環境づくり

暴力・虐待などの被害を受けた人や社会的に弱い立場に置かれた人たちには、自立をめざそうとしても、住居の確保が難しかったり、就職先が限られているなど、さまざまな壁を乗り越えていかなければなりません。

そこで、関係機関と連携して、就労に関するトレーニングやスキル習得の機会の充実を図り、個人の自立の支援に努めます。また、住居の選択肢の拡大などに努め、暴力や虐待などの被害を受けた人や社会的に弱い立場に置かれた人たちが尊厳ある暮らしを営むことでのける環境を整えていきます。

(2) 個人を支える団体の支援

安八町には、社会的なセーフティネットとして、子育て家庭、高齢者、障がいのある人などを支援するボランティアなどの民間団体が活動しています。個人の尊厳ある暮らしを促進するため、子どもや女性、高齢者、障がいのある人などの人権を守る民間団体の活動を支援していきます。

基本方針Ⅳ

人にやさしいおもいやりのあるまちづくり

1 考え方

少子・高齢化やひとり暮らし世帯が増加することが見込まれることから、地域でのふれあいはより重要になってきます。日頃から近隣住民と気軽にあいさつを交わすなど、日々のコミュニケーションをとおして地域のつながりを深めていくことにより、人権侵害の発生を未然に防ぐことができるかもしれません。

また、バリアフリーに配慮した施設や交通網の整備など、ハード面でのまちづくりを進めることにより、誰もが自由に行動でき、社会へ参画できる機会を増やすことができます。

このような視点に立ち、住民が互いにつながりを深め合うコミュニティづくりを進めるとともに、誰にとっても住みやすい、人にやさしいおもいやりのあるまちづくりを推進していくことが大切です。

2 施策の現状と課題

安八町では、自治会をはじめとする住民活動や防犯活動への援助、住民・団体の福祉活動への支援、育児中の保護者の交流促進なども実施しています。一方、公共施設や道路、情報のバリアフリー化などのユニバーサルデザイン化も進めています。

地域における住民の活動を後押しするとともに、ソフト面とハード面から誰もが暮らしやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

3 施策の方向性

(1) 人にやさしい地域づくり

安八町には、さまざまな地域から集まった人たちが多様なライフスタイルで暮らしを営んでいます。こうした人たちが地域でともに支え合って生活していくためには、住民自らが、人にやさしいおもいやりのあるまちづくりを進めていかなければなりません。

そこで、地域で住民同士が助け合い、自ら地域の問題を解決できるよう、住民団体やボランティア団体などの活動を支援し、住民主体のコミュニティづくりを展開していきます。

(2) 誰もが暮らしやすい環境づくり

安八町は、誰もが自由に行動できるような道路網の整備、また、誰もが入館しやすく使いやすいユニバーサルデザインの考え方のもとに各種公共施設の整備を進めています。今後も、人にやさしいまちづくりの視点に基づいた環境整備を進め、すべての人が暮らしやすいまちづくりを推進します。

基本方針V 人権尊重のための体制づくり

1 考え方

安八町では、「子ども」「高齢者」「女性」「障がいのある人」などの枠組みで、それぞれの人権問題に対して施策を講じてきました。

これらの人権問題には、背景として、個人の人権意識や家族内の力関係など、さまざまな要因が隠されています。また、近年は、インターネットを悪用した誹謗中傷や感染症患者等への差別など、すべての人が対象となり得る人権問題も顕在化してきました。

こうした問題を解決へと導いていくには、従来の枠組みにとらわれない、包括的な視野が必要になります。そのためには、町職員の人権意識を高めるとともに、住民や関係機関等との連携はもとより、庁内各部署の横断的な体制を整えていくことが必要です。

2 施策の現状と課題

安八町では、これまで行政の体制整備の一環として、「子ども」「高齢者」「女性」「障がいのある人」などに関する計画などを策定し、その中でもそれぞれの人権の尊重を推進してきました。

町職員の人権意識をより向上させていくとともに、関係部署との連携を強化し、個別に対応してきた人権問題に対しても総合的に取り組む体制の充実を図る必要があります。

3 施策の方向性

(1) 人権尊重に向けた体制づくり

すべての住民が互いを尊重し、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるためには、庁内の体制づくりが欠かせません。そこで、各担当課に、より人権の考え方を浸透させていくとともに、連携方法の検討などを行い、庁内の横断的な体制づくりを進めています。

また、人権を取り巻く環境は、日々変化しています。こうした社会の変化に反応し、対策を講じていくためには、安八町全体での取り組みが不可欠です。そこで、人権に関する施策を推進するにあたり、住民や人権擁護委員、ボランティア団体、関係機関などと連携し、総合的・包括的に人権問題の解決に取り組んでいきます。

(2) 町職員の人権意識の高揚

人権尊重のまちづくりを進めるために、町職員は人権意識をもって業務に臨んできました。こうした町職員の人権意識をより高めるために、人権に関する研修機会を充実させるとともに、人権尊重の視点で日々の業務を振り返り、改善することのできる、職場の環境づくりを進めています。

第4章

分野別の課題と方向性

前章の基本理念の実現に向けた基本方針に基づき、総合的に施策を推進する一方で、複雑化・多様化している人権問題を分野別に整理、把握し、それぞれの問題の解決に向けて取り組んでいくことが必要です。

1 女 性

① 現状と課題

女性問題への取り組みは、国際的には昭和50年の国際婦人年を契機として進められてきました。

国においては、昭和60年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准すし、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。

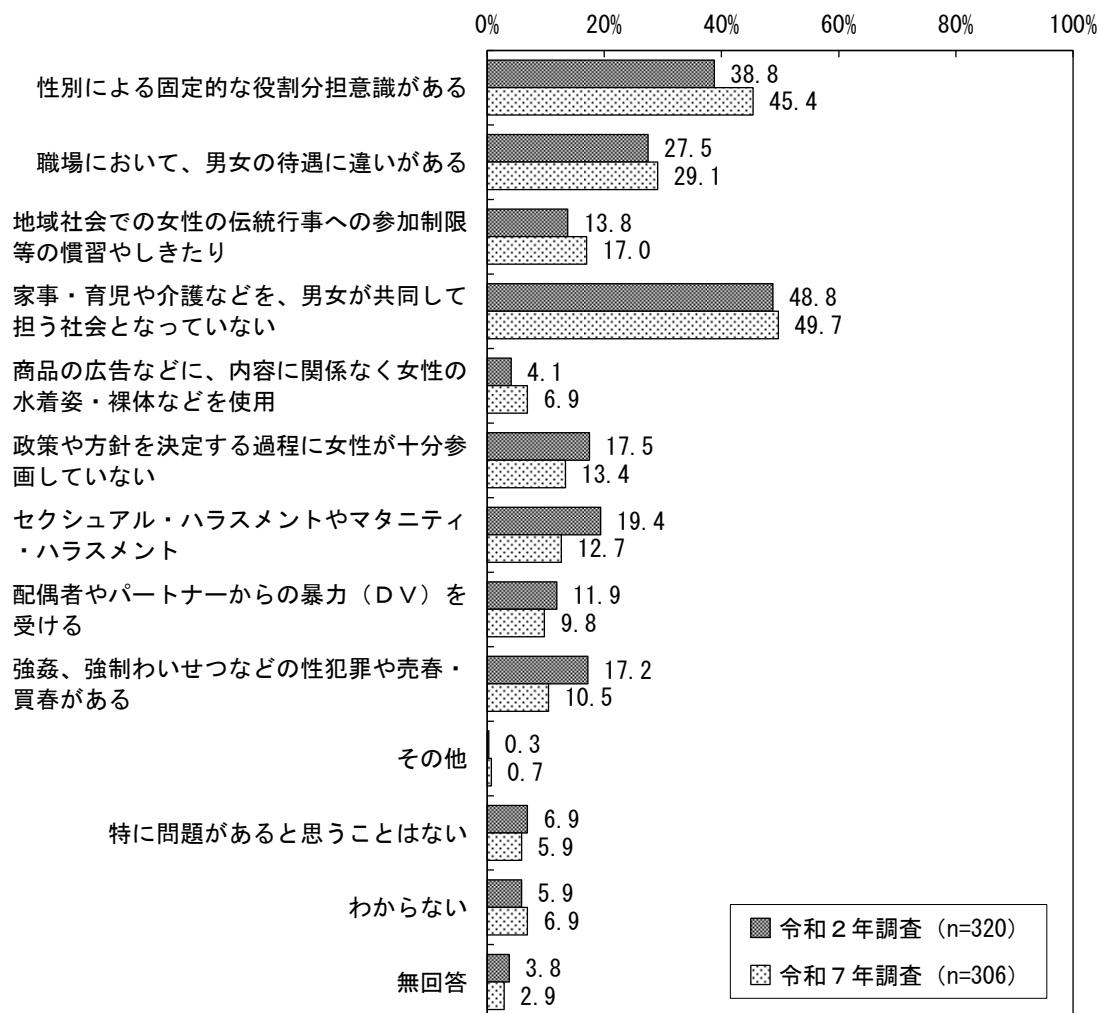
平成27年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」といいます。）が施行され、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務（常時雇用する労働者数100人以下の事業主は努力義務）化されました。

男女間の暴力に関しては、平成12年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）が施行されました。ストーカー行為やDV（ドメスティック・バイオレンス）のほか、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等も重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性で、被害が深刻化しやすいと言われています。令和4年には、こうした困難な問題を抱える女性を支援するための法整備も行われました。これらの背景となる経済力の格差、上下関係、固定的な性別役割分担意識が根強く残る社会構造の問題は、男女共同参画社会の形成を阻む大きな要因となっています。

安八町においては、平成20年に「安八町男女共同参画プラン」、平成30年には「第2次安八町男女共同参画プラン」（「女性活躍推進計画」及び「DV防止基本計画」を含む）を策定し、「認め合う 男女でつくる まちづくり」をテーマに、男女共同参画社会の実現をめざし、さまざまな取り組みを進めています。

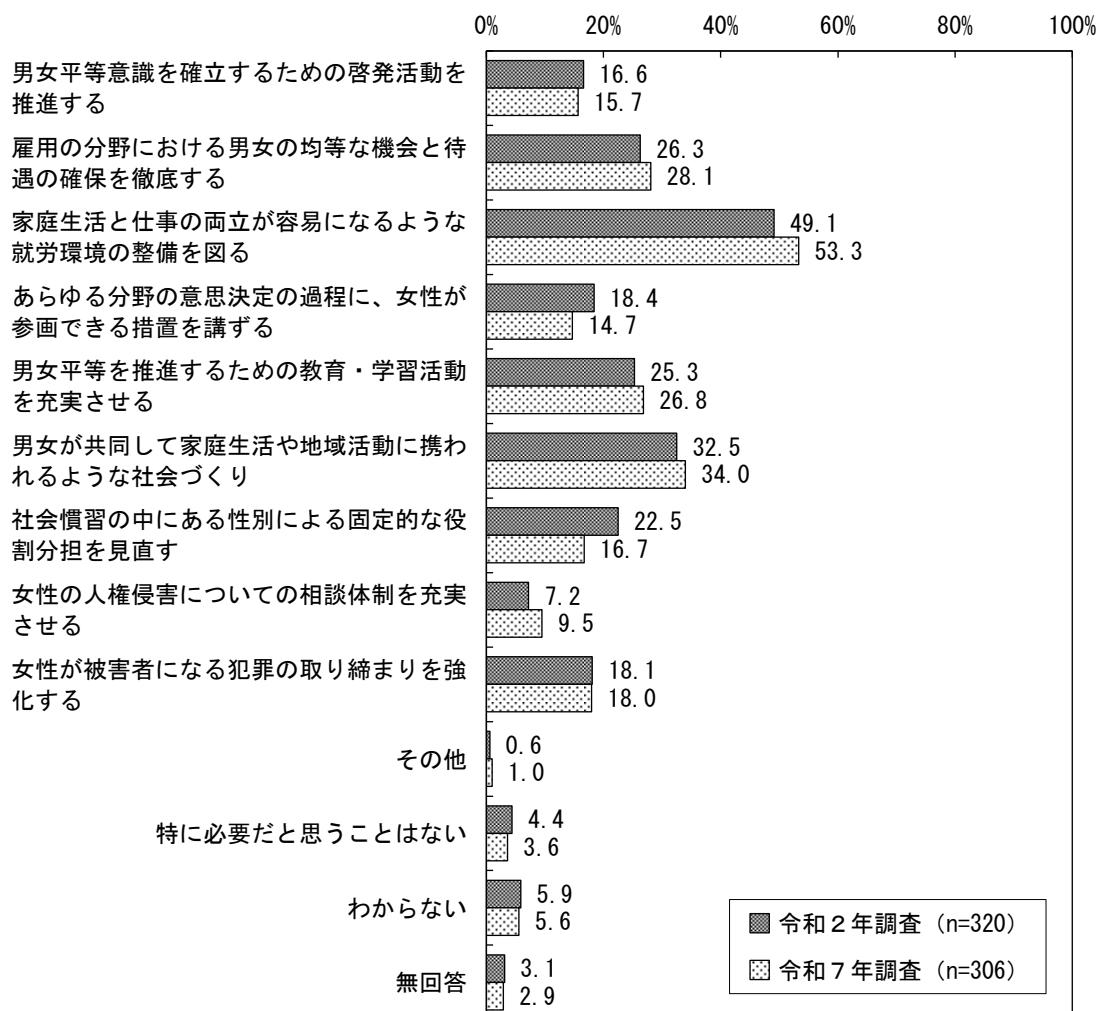
令和7年調査では、女性の人権で特に問題があると思うこととして、「家事・育児や介護などを、男女が共同して担う社会となっていない」が49.7%と依然として最も高く、次いで、「性別による固定的な役割分担意識がある」(45.4%)、「職場において、男女の待遇に違いがある」(29.1%)などとなっており、令和2年調査と比べても大きな変化はみられません。

図表4-1 女性の人権で特に問題があると思うこと（3つまで回答）



また、女性の人権を尊重していくために必要なこととしては、「家庭生活と仕事の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」が53.3%と依然として最も高く、次いで、「男女が共同して家庭生活や地域活動に携われるような社会づくり」(34.0%)、「雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を徹底する」(28.1%)、「男女平等を推進するための教育・学習活動を充実させる」(26.8%)などとなっており、令和2年調査と比べても大きな変化はみられません。

図表4－2 女性の人権を尊重していくために必要なこと（3つまで回答）



② 取り組みの方向性

依然として、性別による役割分担意識は根強く残り、家庭や職場、地域など、さまざまな場面において女性が不利益を受けることが少なくありません。さらに、夫やパートナーからの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力事案が社会的に問題となるなど、真に男女平等の社会が実現されているとは言い難い状況にあり、さらなる取り組みが求められています。

引き続き、「第2次安八町男女共同参画プラン」を踏まえ、町民や関係機関と協力し、人権教育や啓発広報活動を通じて互いを認め合い、能力を十分に發揮できるよう、固定的な性別役割分担意識の解消や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及、女性が活躍できる職場づくりなどに向けた機運の醸成を図ります。また、女性に対するあらゆる暴力の防止に向け、情報の収集や周知に努めるとともに、被害者からの相談、保護、自立のための支援に取り組みます。

2 子ども

① 現状と課題

いじめや児童虐待、貧困といった、子どもの人権に関する問題は引き続き厳しい状況にあります。また、出会い系サイトを通じた児童買春など子どもの犯罪被害や、インターネットにおける児童ポルノの氾濫、^{ひぼう}誹謗中傷によるいじめなども深刻な社会問題となっています。

平成元年、国連総会において、「児童の権利に関する条約」が採択されました。日本は、平成6年にこの条約に批准しましたが、その後20年以上を経た平成28年の児童福祉法の改正により、ようやく子どもの権利が明文化されるに至りました。さらに、令和4年に制定された「こども基本法」において、すべての子どもは、「個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」などが定められました。

この間、児童虐待を含む児童相談については、平成16年に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）と「児童福祉法」が改正され、市町村が家庭児童相談に応じることとなり、安八町としても要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携・協力体制を確保し、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図っています。

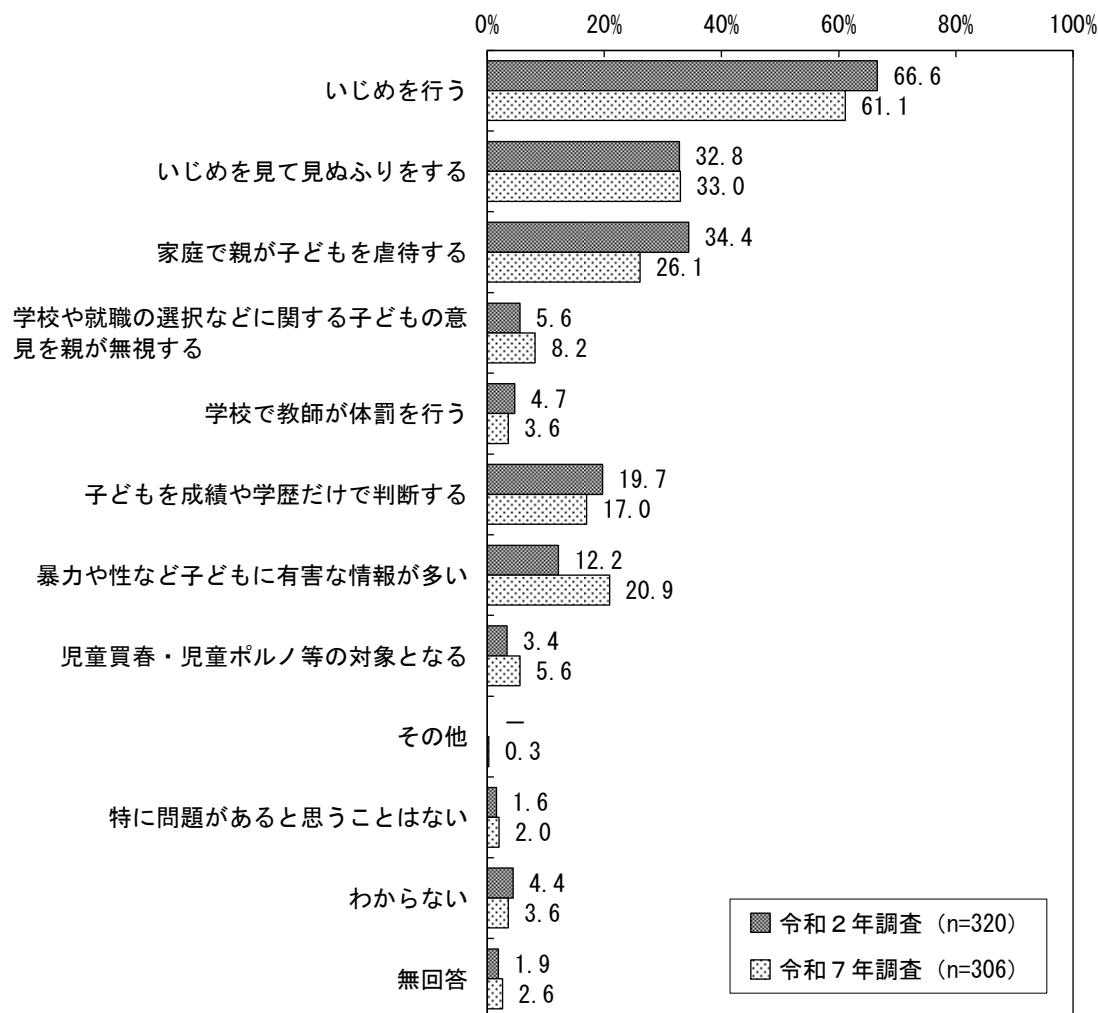
いじめの問題に対しては、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定されました。この法律は、学校におけるいじめの防止等や重大事態への対処等について定めています。

貧困の問題に対しては、同じく平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定（令和6年に「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正）され、「児童の権利に関する条約」の精神に則り、子どもの貧困の解消に向けた総合的な対策が推進されています。

安八町においては、こうした状況を踏まえ、令和7年に「第5期あんばちっこすくすくプラン」（子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する計画や子ども・子育て支援事業計画等を含む）を策定し、「こどもへの あいにあふれる まちづくり」をテーマに、安八町で生まれ、育っていく子どもたちを安八町の「宝」ととらえ、さまざまな取り組みを進めています。

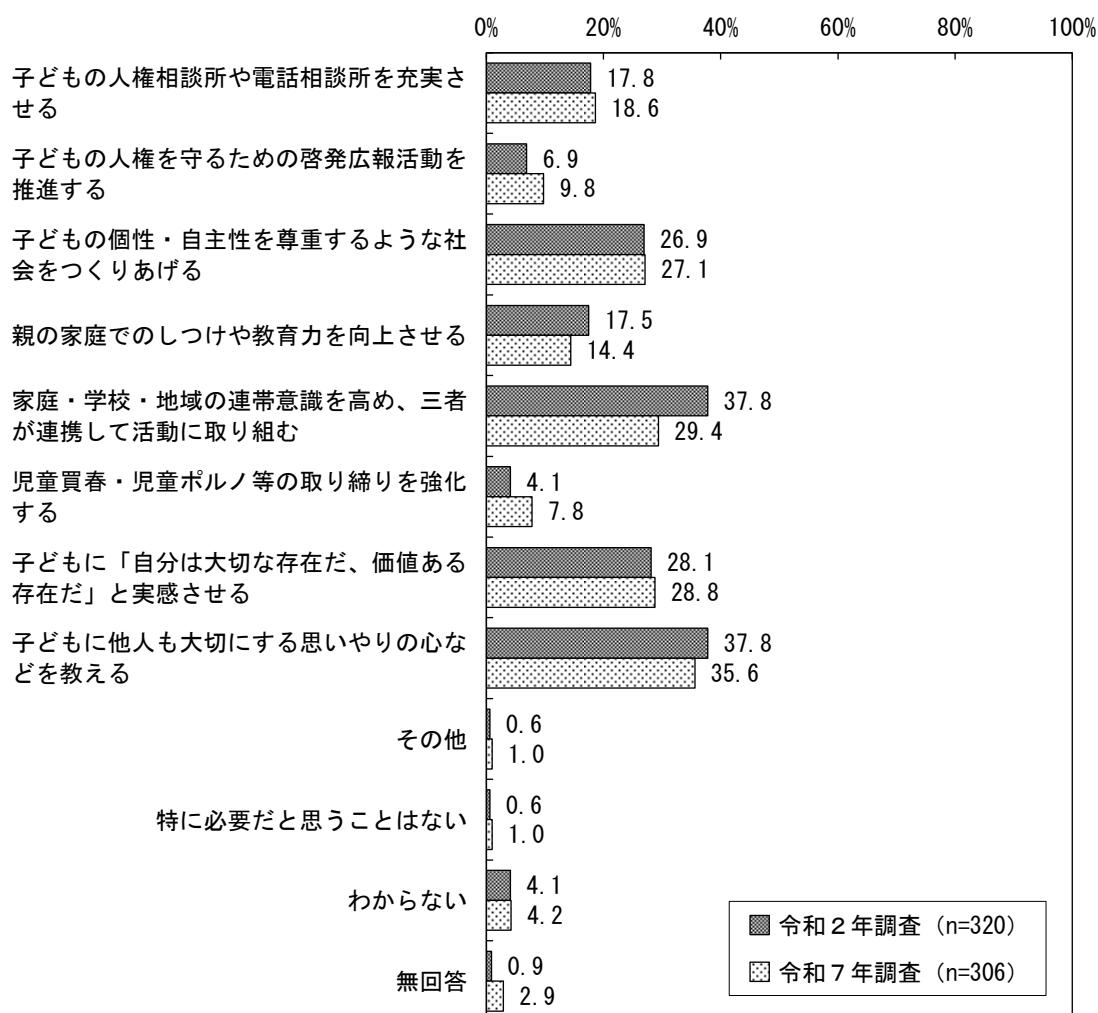
令和7年調査では、子どもの人権で特に問題があると思うこととして、「いじめを行う」が61.1%と依然として最も高く、次いで、「いじめを見て見ぬふりをする」(33.0%)、「家庭で親が子どもを虐待する」(26.1%)などとなっており、令和2年調査と比べても大きな変化はみられません。

図表4-3 子どもの人権で特に問題があると思うこと（2つまで回答）



また、子どもの人権を尊重していくために必要なこととしては、「子どもに他人も大切にする思いやりの心などを教える」が35.6%と最も高く、次いで、「家庭・学校・地域の連帯意識を高め、三者が連携して活動に取り組む」(29.4%)、「子どもに「自分は大切な存在だ、価値ある存在だ」と実感させる」(28.8%)、「子どもの個性・自主性を尊重するような社会をつくりあげる」(27.1%)などとなっていますが、令和2年調査と比べても大きな変化はみられません。

図表4-4 子どもの人権を尊重していくために必要なこと（2つまで回答）



② 取り組みの方向性

家庭や学校、地域、行政などがそれぞれの役割を認識し、互いに連携しながら、住民一人ひとりの人権を尊重することができる、豊かな心をもった子どもを育んでいくことなどが求められています。

引き続き、「第5期あんばちっこすくすくプラン」を踏まえ、町民や学校、地域と協力し、啓発広報活動を通じて、子どもたちを安八町の「宝」とし、子どもと子どもを産み育てたいと願う人たちをみんなで応援する意識機運の醸成を図るとともに、他人に対する優しさや思いやりなど豊かな人間性を育む人権教育を推進します。また、学校等におけるいじめや家庭等における児童虐待などの早期発見、早期対応に努めます。

3 高齢者

① 現状と課題

日本の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、令和6年10月1日現在29.3%となっており、令和19年には33.3%となり、3人に1人が高齢者という社会を迎えると予測されています。

このような高齢化・長寿化の進展に伴い、ねたきりや認知症により支援や介護を必要とする高齢者が急速に増加しています。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。高齢化の進展は、経済的困窮、悪徳商法、虐待、財産管理などにかかわるトラブルの増加をもたらす可能性があり、今後、さらに高齢者の人権を侵害する恐れがあります。

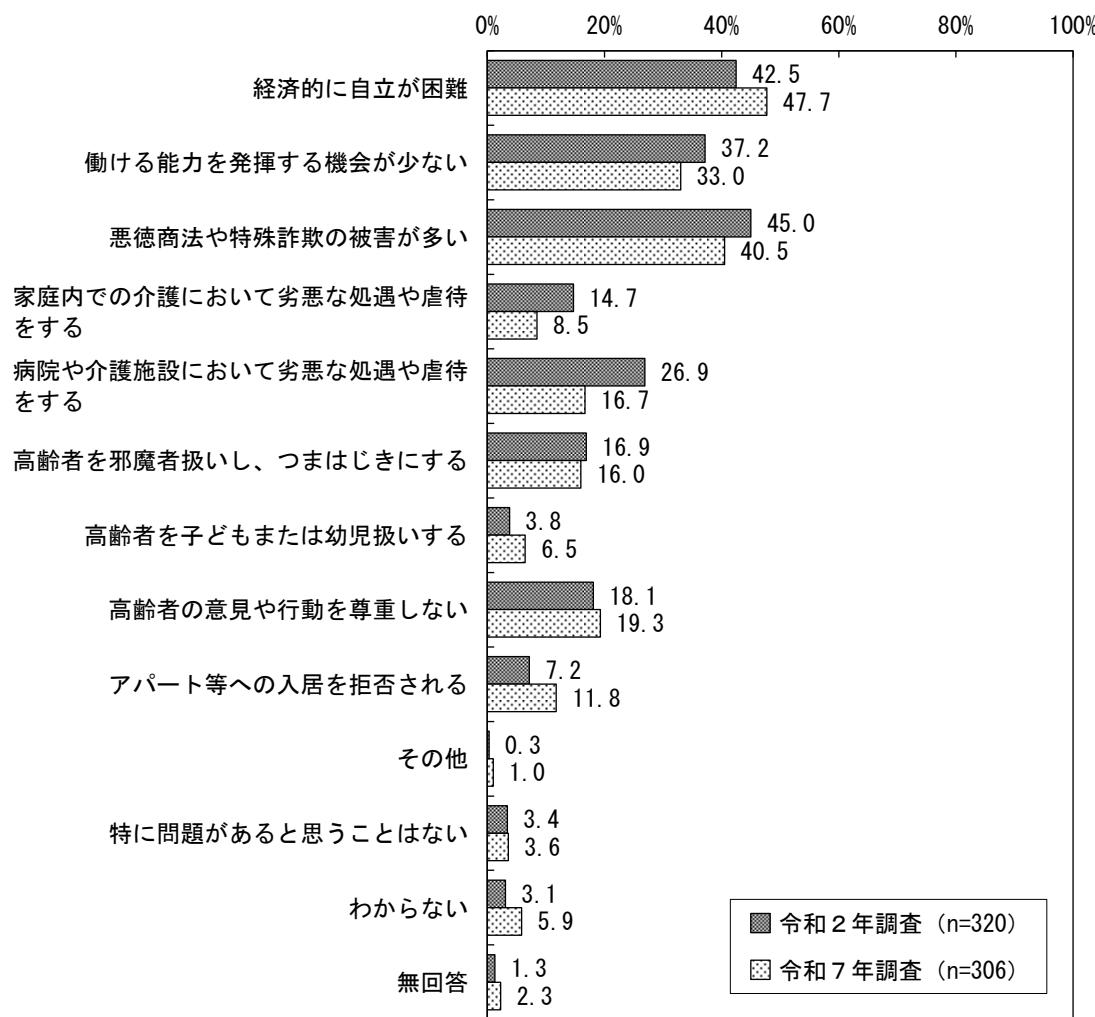
高齢者の権利擁護を図るため、平成17年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見制度利用促進法）が制定されました。成年後見制度は、認知症高齢者のほか、知的障がいや精神障がい等の理由で判断能力が不十分な人の預貯金等の財産管理や福祉サービスの手続きなどの身上保護や、自身に不利益な契約の締結等を防止するためのもので、この制度の普及とともに、支援体制の整備などが求められています。

また、令和5年には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定され、その過程において、「認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる」という新しい認知症観が示されました。

安八町においては、安八郡各町とともに安八郡広域連合を設置し、介護保険事業を運営するにあたり、3年ごとに「安八郡高齢者プラン」（安八郡介護保険事業計画・老人福祉計画）を策定し、高齢者の虐待防止や権利擁護等に努めています。

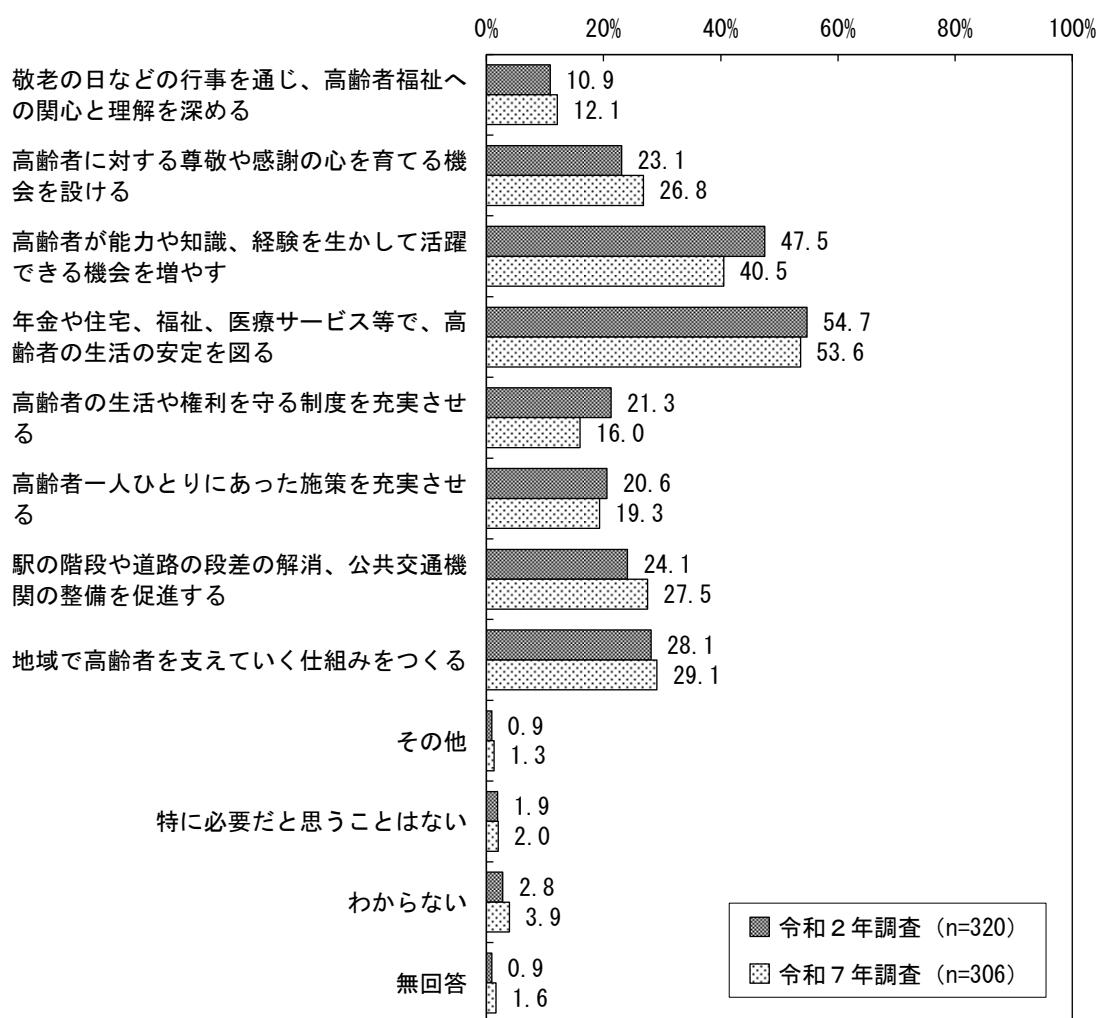
令和7年調査では、高齢者的人権で特に問題があると思うこととして、「経済的に自立が困難」が47.7%と最も高く、次いで、「悪徳商法や特殊詐欺の被害が多い」(40.5%)、「働く能力を発揮する機会が少ない」(33.0%)などとなっており、令和2年調査と比べると「病院や介護施設において劣悪な処遇や虐待」が10ポイント程度低下しています。

図表4－5 高齢者的人権で特に問題があると思うこと（3つまで回答）



また、高齢者的人権を尊重していくために必要なこととしては、「年金や住宅、福祉、医療サービス等で、高齢者の生活の安定を図る」が53.6%と依然として最も高く、次いで、「高齢者が能力や知識、経験を生かして活躍できる機会を増やす」(40.5%)、「地域で高齢者を支えていく仕組みをつくる」(29.1%)、「駅の階段や道路の段差の解消、公共交通機関の整備を促進する」(27.5%)、「高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てる機会を設ける」(26.8%)などとなっており、令和2年調査と比べても大きな変化はみられません。

図表4-6 高齢者的人権を尊重していくために必要なこと（3つまで回答）



② 取り組みの方向性

高齢者の権利擁護を含め、各種サービスの充実を図るとともに、自らの能力や知識、経験を生かせるような機会の創出が求められています。

引き続き、「安八郡高齢者プラン」等を踏まえ、町民や関係機関と協力し、特に認知症やひとり暮らしの高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、日頃の見守りや支え合いの体制を整備するとともに、高齢者に配慮したまちづくりを推進します。また、認知症になったとしても、その人らしさを發揮できるよう環境づくりに努めるとともに、高齢者虐待などの人権侵害への緊急時の対応に取り組みます。

4 障がいのある人

① 現状と課題

障がいのある人の「完全参加と平等」は、昭和56年の国際障害者年を契機として進められてきました。平成18年には、国連総会において、障がいのある人への差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的とした「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」といいます。）が採択されました。

この条約への批准に向け、国において、平成23年に「障害者基本法」が改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が制定され、平成25年には「障害者差別解消法」が制定（令和3年に改正）されました。

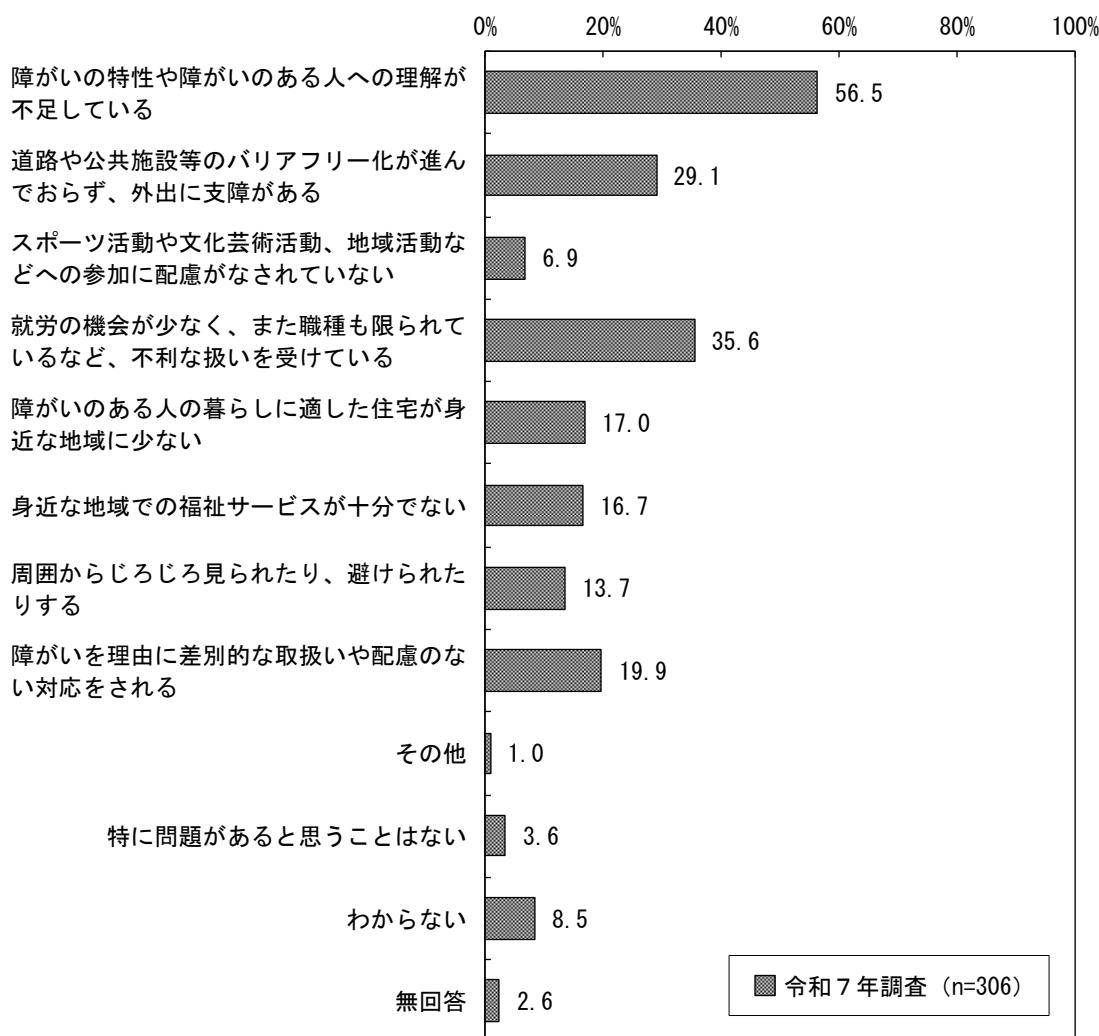
なお、岐阜県においては、平成28年の「障害者差別解消法」の施行にあわせて「岐阜県障害のある人も共に生きる清流の国づくり条例」が制定されました。

「障害者権利条約」や「障害者基本法」の改正で示された考え方とは、障がいのある人が生活の中で大変な思いをしているのは、その人の障がいの問題ではなく、障がいのある人を生きづらくさせている社会の問題であるという「社会モデル」の観点から障がいを広くとらえています。そして、障がいのある人が障がいのない人と同じように権利が保障され、障がいのある人が就職する際や教育を受ける際に、事業者や学校側に過度の負担にならない範囲での「合理的配慮」を義務づけています。障がいのある人をありのまま受け入れるように、社会が変わっていく必要があるということで、この考え方の根底にあるのは、ノーマライゼーション（障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会をめざすという理念）やソーシャルインクルージョン（障がいのある人を含むすべての人を地域社会で受け入れ、ともに生きていくという理念）の考え方であり、障がい者施策はすべてが人権にかかわるものであると言っても過言ではありません。

安八町においては、安八郡各町とともに、6年ごとに「安八郡障害者計画」、3年ごとに「安八郡障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人への理解の啓発や虐待防止、権利擁護などに努めています。

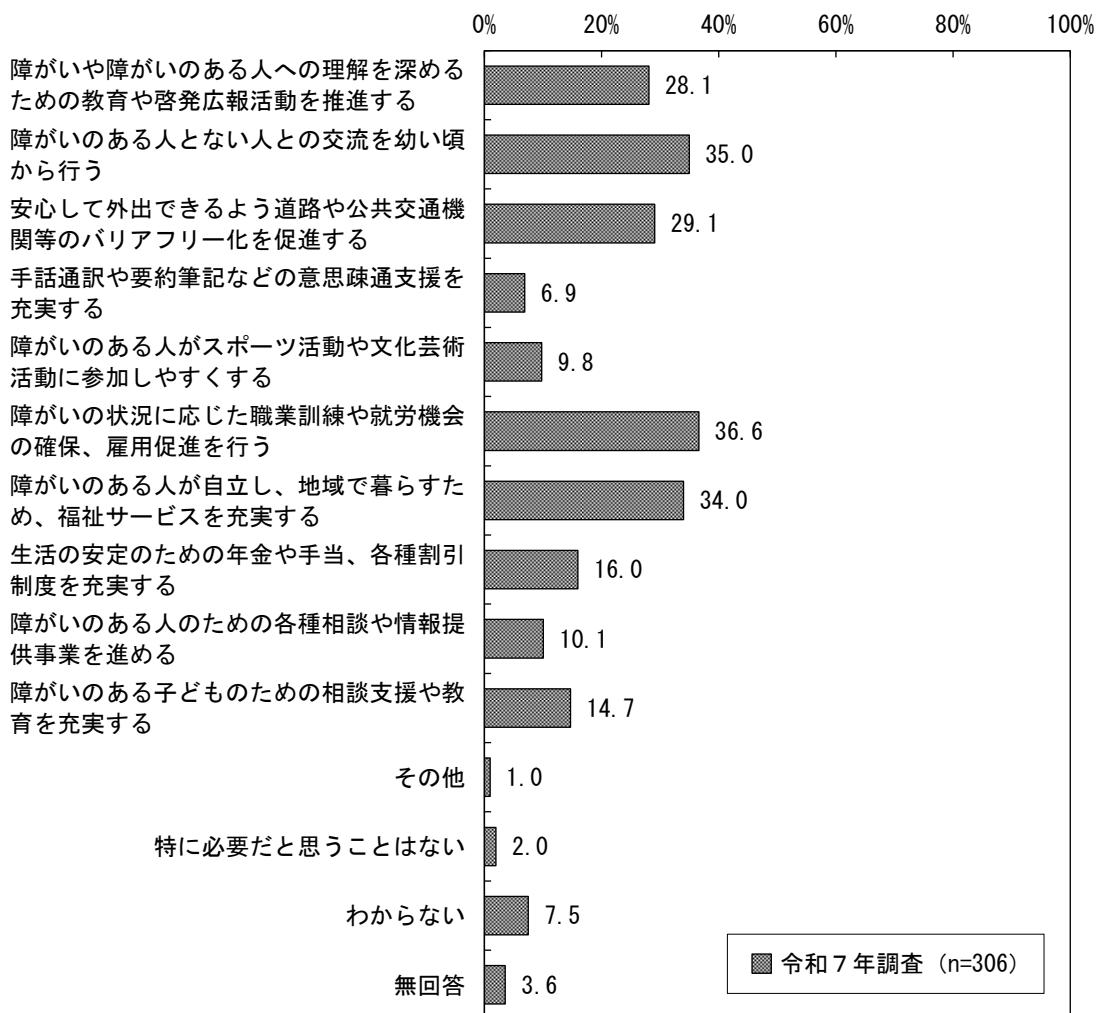
令和7年調査では、障がいのある人の人権で特に問題があることとして、「障がいの特性や障がいのある人への理解が不足している」が56.5%と最も高く、次いで、「就労の機会が少なく、また職種も限られているなど、不利な扱いを受けている」(35.6%)、「道路や公共施設等のバリアフリー化が進んでおらず、外出に支障がある」(29.1%)などとなっています。

図表4-7 障がいのある人の人権で特に問題があると思うこと（3つまで回答）



また、障がいのある人の人権を尊重していくために必要なこととしては、「障がいの状況に応じた職業訓練や就労機会の確保、雇用促進を行う」が36.6%と最も高く、「障がいのある人との交流を幼い頃から行う」(35.0%)、「障がいのある人が自立し、地域で暮らすため、福祉サービスを充実する」(34.0%)、「安心して外出できるよう道路や公共交通機関等のバリアフリー化を促進する」(29.1%)、「障がいや障がいのある人への理解を深めるための教育や啓発広報活動を推進する」(28.1%)などとなっています。

図表4-8 障がいのある人の人権を尊重していくために必要なこと（3つまで回答）



② 取り組みの方向性

いまだ障がいのある人への理解が広まっているとは言い難い状況です。「社会モデル」の考え方のもと、障がいのある人の日常生活や社会生活における不便さの解消を図るとともに、障がいのある人への理解や配慮、交流の促進が求められています。

引き続き、「安八郡障害者計画」等を踏まえ、町民や関係機関と協力し、障がいのある人が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、日頃の見守りや支え合いの体制を整備するとともに、就労支援やバリアフリーの推進に努めます。また、人権教育や啓発広報活動等を通じて障がいのある人への理解や配慮、交流を促すほか、障害者虐待などの人権侵害への緊急時の対応に取り組みます。

5 部落差別（同和問題）

① 現状と課題

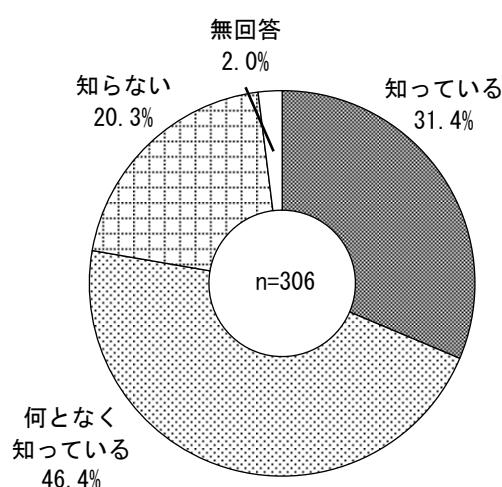
部落差別（同和問題）は、特定の地域出身者であることや、そこに住んでいるというだけで、結婚を妨げられたり、就職で不平等に扱われたり、その他日常生活の上でいろいろな差別を受けるという日本固有の重大な人権問題です。

今もなお、特定の地域出身者に対する偏見や差別、インターネット上の差別情報の流布などの問題が発生しています。また、部落差別（同和問題）への無理解などを口実に不当な要求をしたりする「えせ同和行為」は、差別を助長して問題解決を遅らせるとともに、住民が誤った認識をもつことにつながりかねません。このように依然として続き、また形を変えて行われる部落差別の現状を踏まえ、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」といいます。）が制定され、「全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との基本理念が掲げられ、部落差別のない社会の実現に向けた取り組みが進められています。

安八町においても、法令等を十分に踏まえ、部落差別（同和問題）への町民の正しい理解と認識を普及、徹底すべく取り組んでいます。

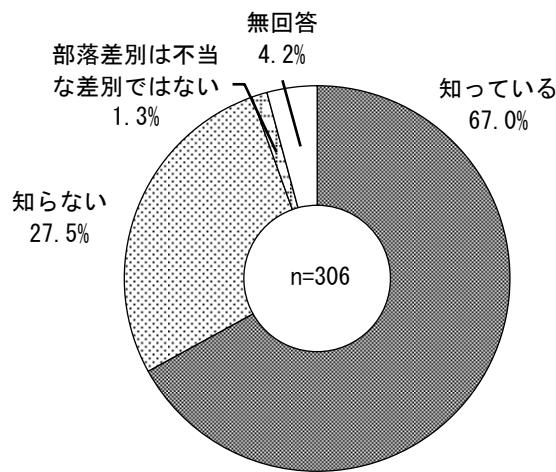
令和7年調査において、部落差別（同和問題）といわれているものがどういう内容のものか知っているかたずねたところ、「知っている」が31.4%で、「何となく知っている」が46.4%、「知らない」が20.3%となっています。

図表4－9 部落差別（同和問題）の内容の認知度



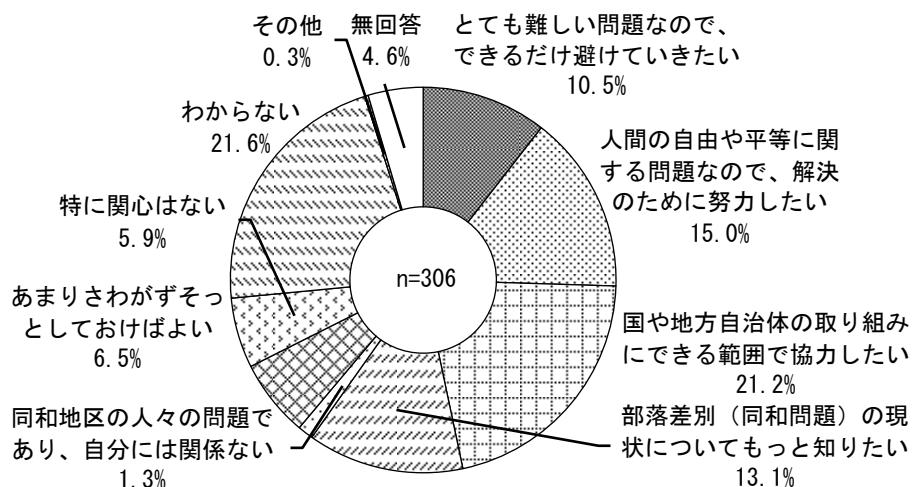
部落差別が不当な差別であることを知っているかについては、「知っている」が67.0%で、「知らない」が27.5%となっています。引き続き、部落差別（同和問題）についての正しい理解の啓発に努める必要があります。

図表4-10 部落差別が不当な差別であることについての認知度



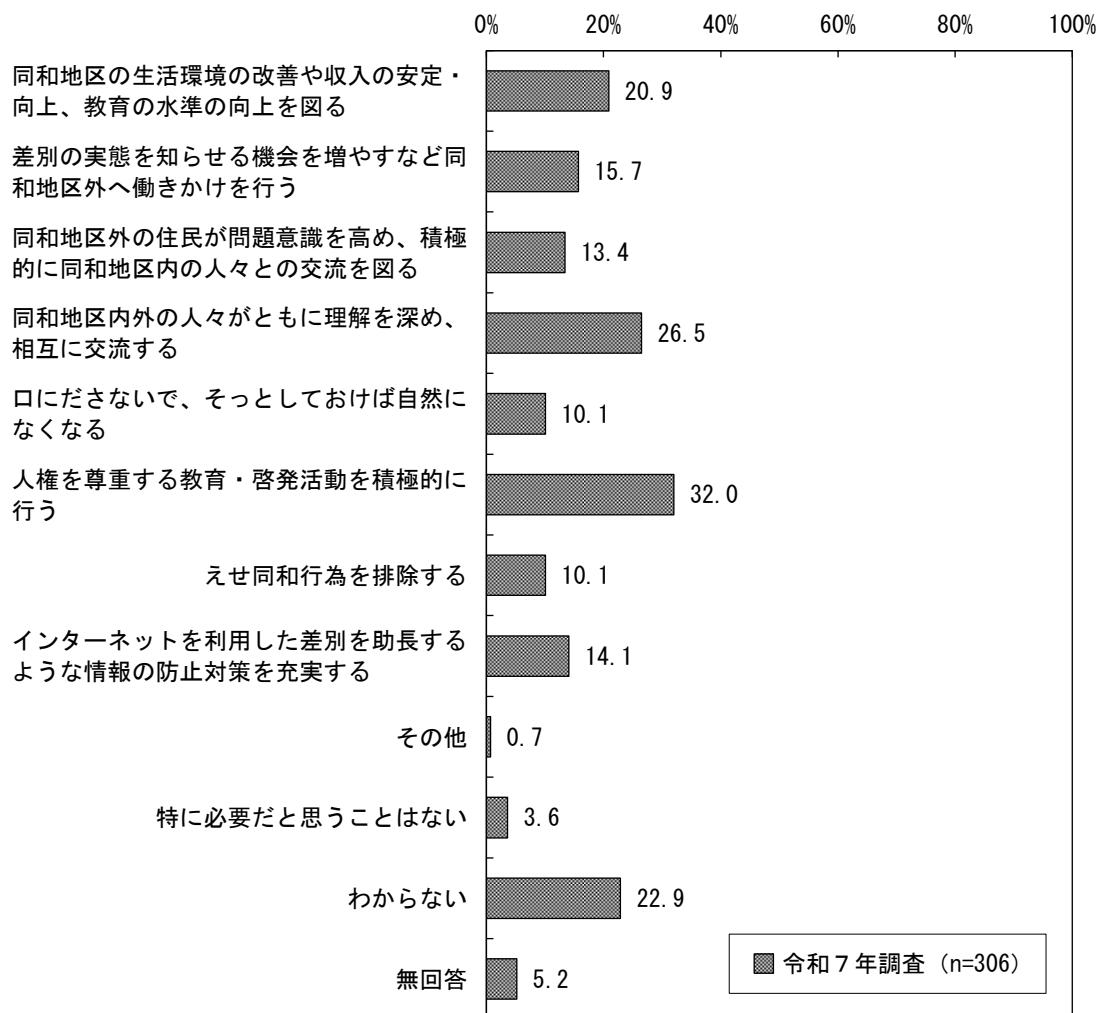
また、部落差別（同和問題）についての考え方をたずねたところ、「わからない」(21.6%)を除く、具体的な選択項目の中では、「国や地方自治体の取り組みにできる範囲で協力したい」が21.2%と最も高く、次いで、「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」が15.0%と、積極的な意向がみられます。

図表4-11 部落差別（同和問題）についての考え方



部落差別（同和問題）を解決する方法としては、「人権を尊重する教育・啓発活動を積極的に行う」が32.0%と最も高く、次いで、「同和地区内外の人々がともに理解を深め、相互に交流する」が26.5%となっており、「わからない」が22.9%となっています。

図表4-12 部落差別（同和問題）を解決する方法（3つまで回答）



② 取り組みの方向性

部落差別（同和問題）の解決のためには、「部落差別解消推進法」の基本理念を踏まえ、住民一人ひとりが部落差別（同和問題）に対し正しい理解と認識を深め、部落差別（同和問題）は人権問題であるという認識をもち、誰もが生まれた場所や住む場所で判断されることのない社会となるよう、主体的に取り組む姿勢が大切です。

引き続き、人権教育や啓発広報活動等の推進に努めるとともに、「えせ同和行為」やインターネット上の誹謗中傷などの悪質な人権侵害に迅速に対応できるよう、岐阜県や関係団体等との情報共有や意見交換等に努めます。

6 外国人

① 現状と課題

外国人については、言語、習慣、宗教などの違いから、就労における不当な取り扱いやアパートやマンションへの入居拒否などの差別行為が問題となっています。また、言語の違いなどにより、外国人が行政サービスなどの情報を十分に得られず、本来受けられるサービスを受けられないなどの生活上の問題のほか、外国人の子どもが十分な教育を受けられないなどの教育環境の問題も指摘されています。さらに、一部の外国人の不法就労や犯罪などにより、外国人に対して防犯上の不安を抱くことにより、結果として外国人全体に対する偏見や差別などにつながっていくことが懸念されています。とりわけ、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人をめぐる問題に加え、北朝鮮当局による拉致問題に関わり、在日韓国・朝鮮人兒童生徒への嫌がらせなど人権問題が発生しています。

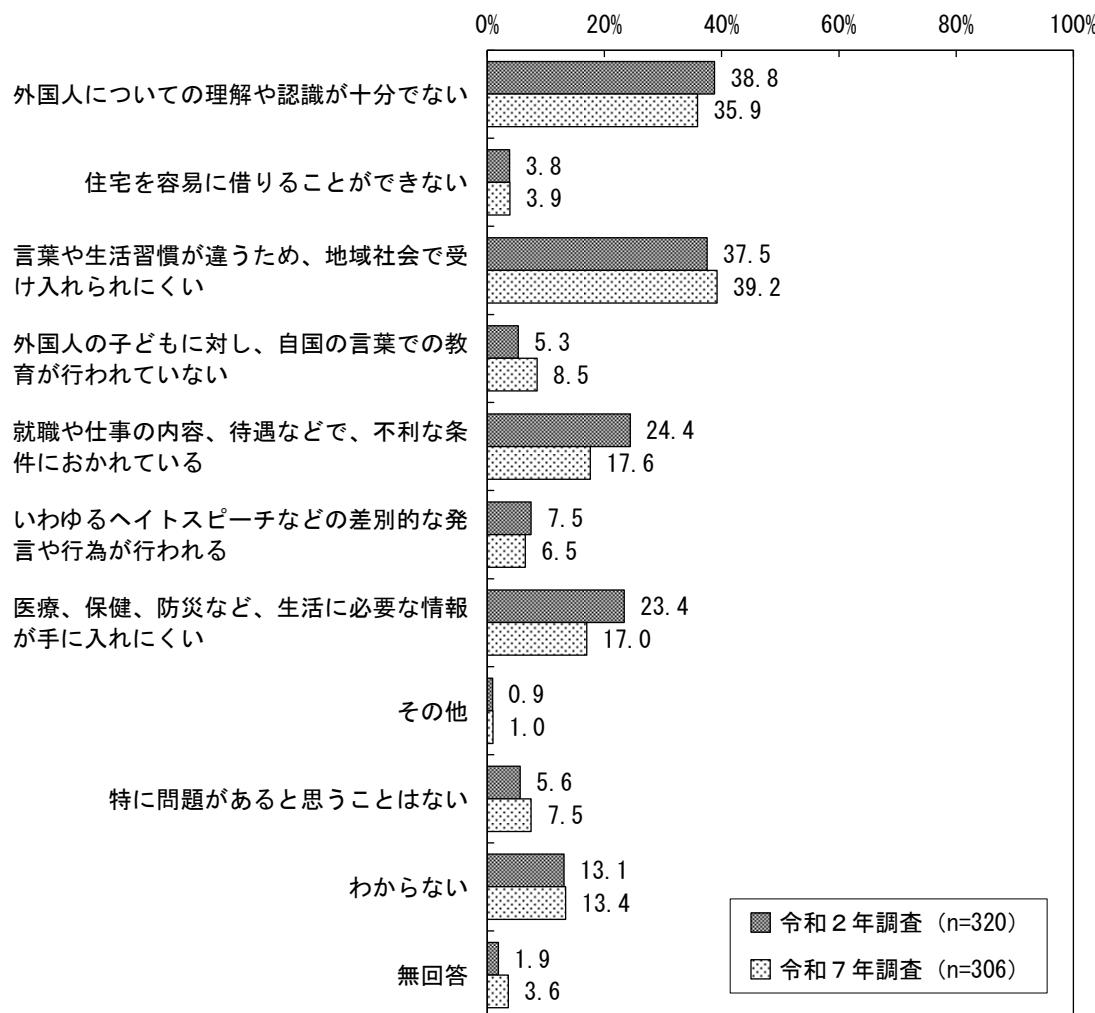
そのため、平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が制定されました。この法律により、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動はあってはならないとの理念が明らかにされました。

安八町の人口（令和7年10月1日現在）のうち、外国人の占める割合は4.6%と高くはありませんが、ベトナムのほか、中国、インドネシア、パキスタン、フィリピン、ブラジルなど、さまざまな国籍を持つ人が生活しています。こうした在住外国人の多くは技能実習生であることから、雇用する企業等を通じた情報の提供などに取り組んでいます。

今後、さらに国際化が進み、在住外国人の増加が予想される中、日本人が外国人の歴史、宗教、文化、生活習慣などの違いを、また、外国人が日本語や日本の生活習慣をそれぞれに理解し、相互に違いを認め、尊重する共生の心が重要となります。

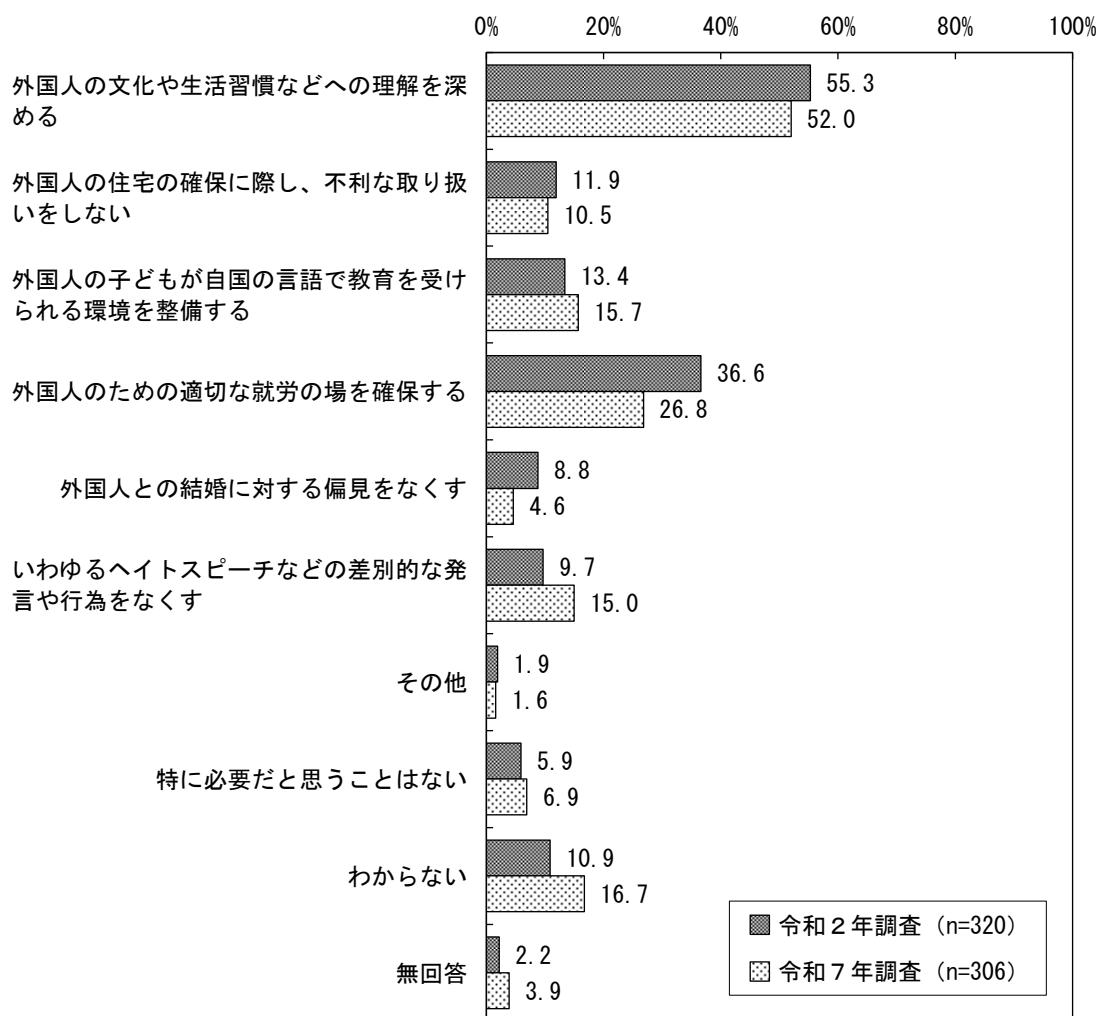
令和7年調査では、外国人の人権で特に問題があることとして、「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくい」が39.2%と最も高く、「外国人についての理解や認識が十分でない」も35.9%と高くなっていますが、令和2年調査と比べても大きな変化はみられません。

図表4-13 外国人の人権で特に問題があると思うこと（2つまで回答）



また、外国人の人権を尊重していくために必要なこととしては、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」が52.0%と依然として最も高く、次いで、「外国人のための適切な就労の場の確保する」が26.8%となっており、令和2年調査と比べると「外国人のための適切な就労の場の確保する」が10ポイント程度低下しています。

図表4-14 外国人の人権を尊重していくために必要なこと（2つまで回答）



② 取り組みの方向性

グローバル社会が進展する中、外国の文化や生活習慣などへの関心が高まるとともに、人口減少に伴い、ともに経済を支える労働者として外国人が必要とされています。

しかし、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）が問題となり、社会的関心が高まっているものの、いまだ社会全体に理解が広がっているとは言えない状況です。異なる文化や習慣などを互いに尊重し合い、国籍や文化の違いを超えてすべての人が快適な生活を送ることのできる地域社会（「多文化共生社会」）の実現が必要となっています。

引き続き、町民や関係機関と協力し、人権教育やイベント等を通じて、外国人と子どもたちをはじめとする町民との交流を推進し、啓発を図るとともに、行政サービスの多言語化や相談の充実に努めます。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が行われないよう、啓発活動に取り組みます。

7 感染症患者等

① 現状と課題

感染症については、医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者やその家族に対するさまざまな人権問題が発生しています。

HIV感染症は、感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はありません。また、ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌の感染力は極めて弱く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しており、通院による治療で完治します。遺伝病でないことも判明しています。

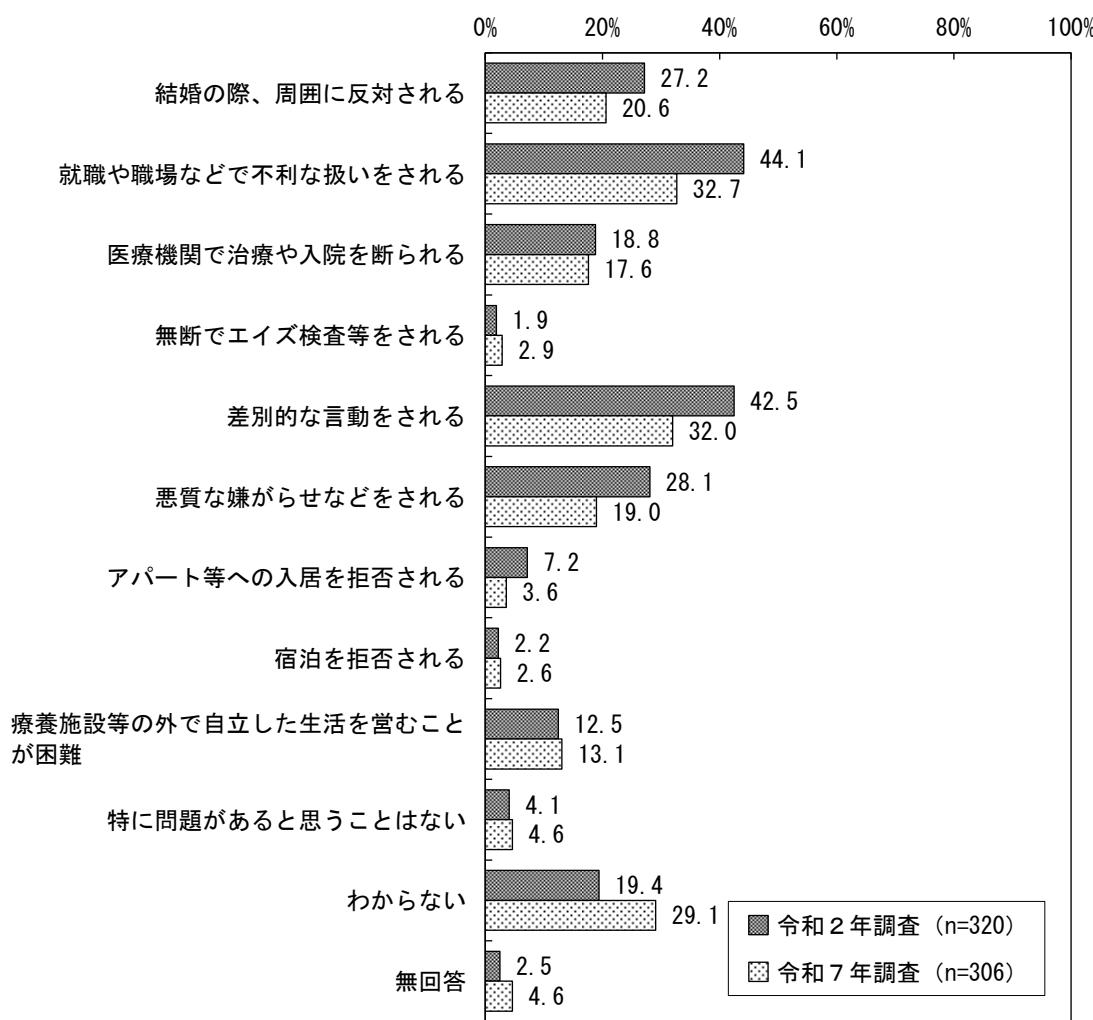
しかし、エイズ患者やHIV感染者、ハンセン病患者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生み、社会生活のさまざまな場面で人権問題となって現れています。

また、令和2年に世界中に感染が拡大し、人々の健康のみならず、日常生活や社会経済に大きな影響を与えた新型コロナウイルスについても、その感染者のみならず、家族や職場の同僚のほか、感染者を治療等する医療関係者までも接触者としてあらぬ差別を受けるなど、改めて人権教育・啓発の重要性を認識させられました。

安八町においても、新型コロナウイルスの感染拡大に際し、啓発活動に努めてきましたが、今後は、新型コロナウイルスや未知のウイルスなど、広く感染症の患者について、さらには、その家族や医療従事者などの関係者の人権についても考慮していく必要があります。

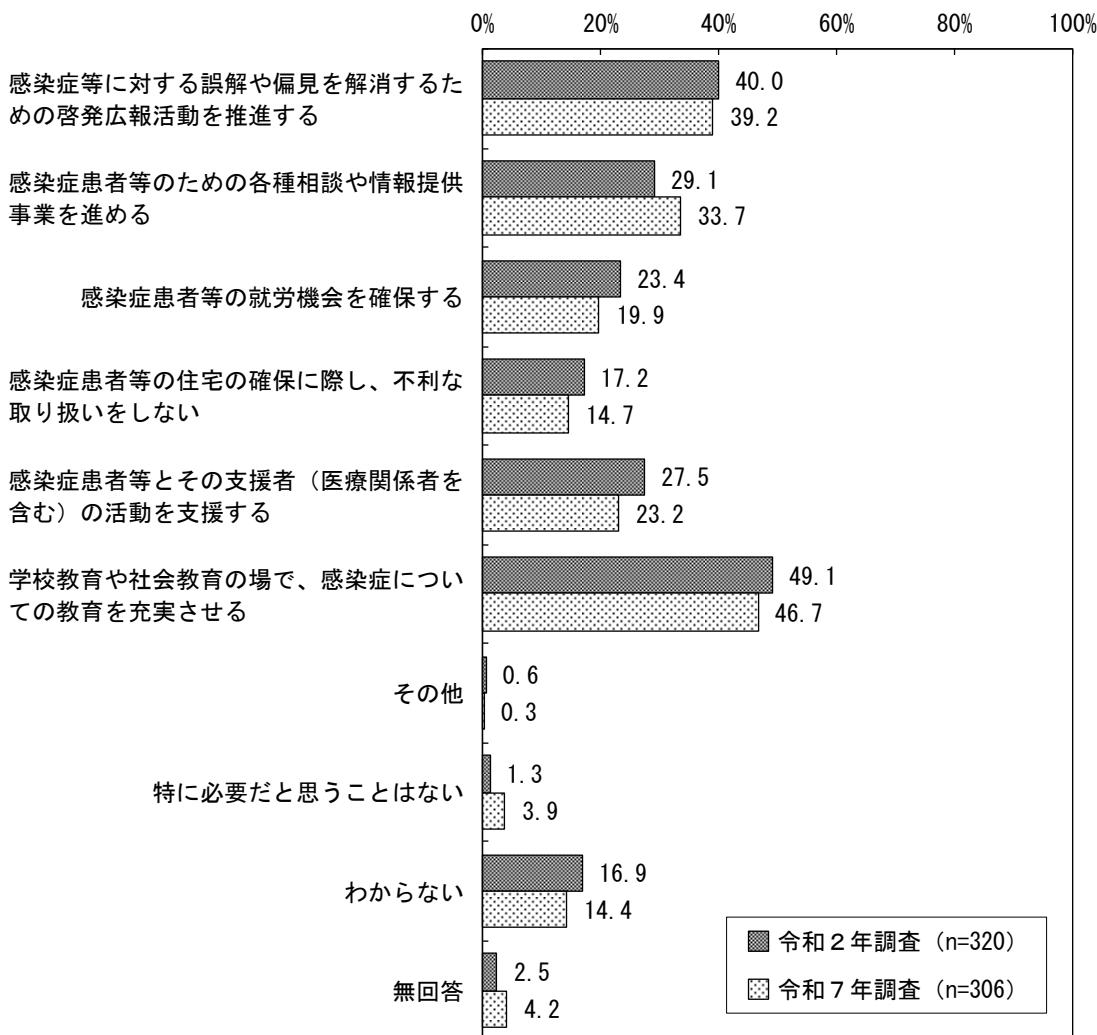
令和7年調査では、感染症患者等の人権で特に問題があることとして、「就職や職場などで不利な扱いをされる」が32.7%と最も高く、「差別的な言動をされる」も32.0%と高くなっていますが、令和2年調査と比べると「就職や職場などで不利な扱いをされる」「差別的な言動をされる」とも10ポイント以上低下しています。

図表4-15 感染症患者等の人権で特に問題があると思うこと（3つまで回答）



また、感染症患者等の人権を尊重していくために必要なこととしては、「学校教育や社会教育の場で、感染症についての教育を充実させる」が46.7%と依然として最も高く、次いで、「感染症等に対する誤解や偏見を解消するための啓発広報活動を推進する」(39.2%)、「感染症患者等のための各種相談や情報提供事業を進める」(33.7%)などとなっており、令和2年調査と比べてもあまり変化はみられません。

図表4-16 感染症患者等の人権を尊重していくために必要なこと（3つまで回答）



② 取り組みの方向性

新型コロナウイルス感染症のように、今後、パンデミックを引き起こすような感染症の発生が懸念されています。

不正確な情報や知識、思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者やその家族、支援者等に対する人権問題が生じることのないよう、関係機関と連携し、正しい情報等の提供に努めるとともに、人権教育や啓発広報活動、相談体制の充実に取り組みます。

8 犯罪被害者とその家族

① 現状と課題

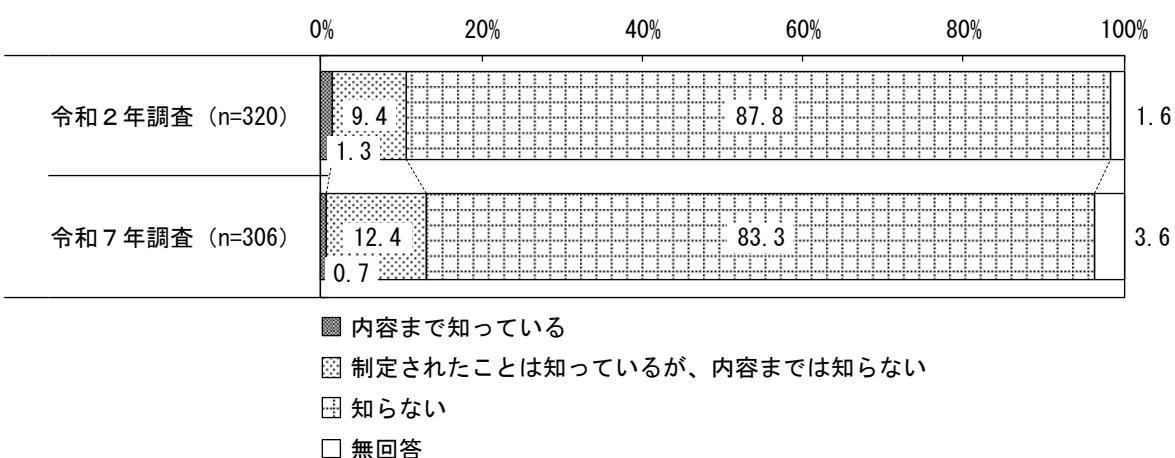
犯罪等により被害を受けた人やその家族・遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）については、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるだけでなく、心ない中傷などにより名誉が傷つけられ、プライバシーや私生活の平穏が害されるなど、精神的な被害を受けているという問題が指摘されてきました。

国においては、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成16年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、これに基づく「犯罪被害者等基本計画」に基づき各種施策の展開が図られています。

安八町においては、平成30年12月に「安八町犯罪被害者等支援条例」を制定しました。この条例は、犯罪被害者等の支援に関する基本理念とともに、町、町民、事業者の責務等を定めています。基本理念として、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んじられるよう配慮して行うこと、二次的被害の防止に最大限の配慮をすることなどを定めています。また、施策としては、相談および情報の提供等、経済的負担の軽減、広報および啓発、人材の育成が定められています。

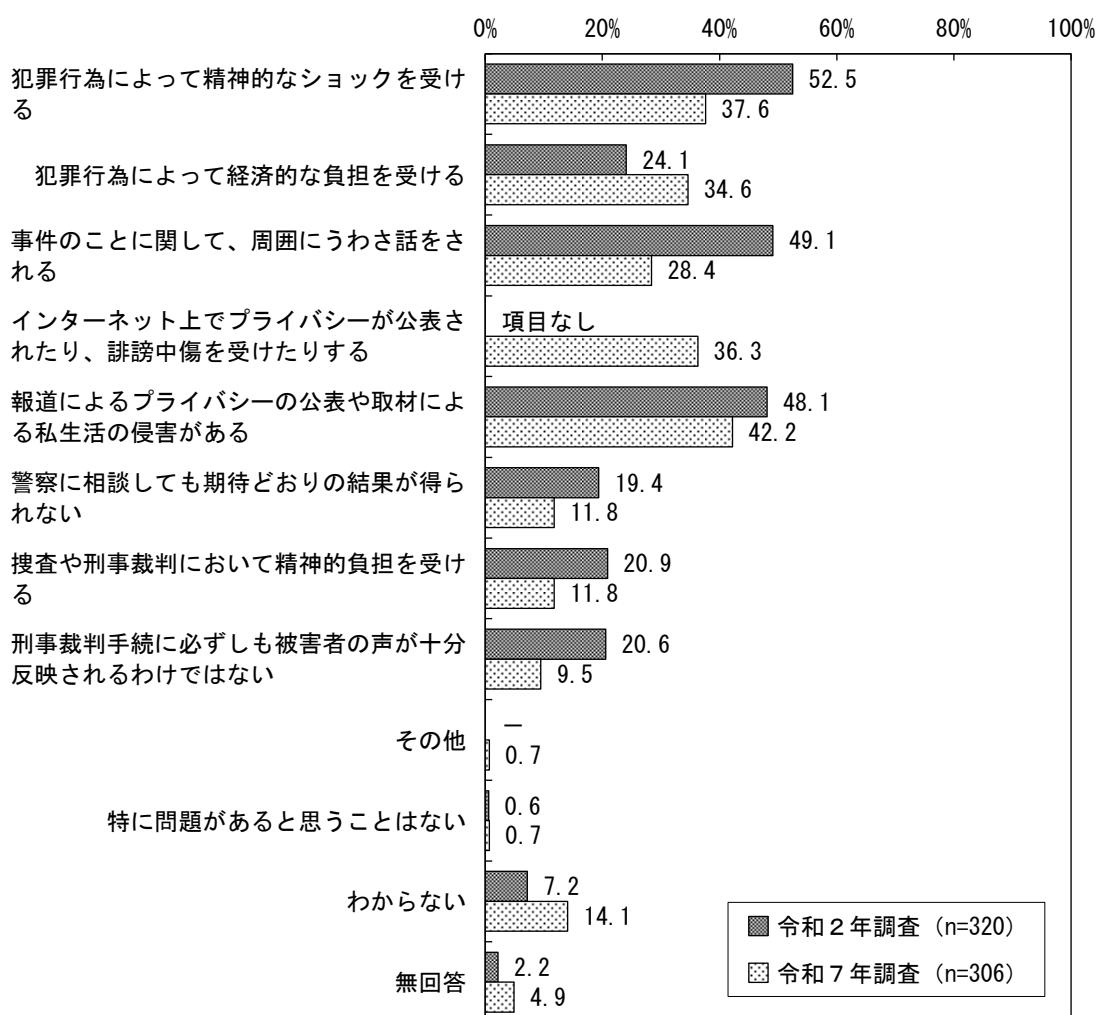
令和7年調査では、この条例について、「内容まで知っている」は0.7%、「制定されたことは知っているが、内容までは知らない」は12.4%にとどまっており、いまだ十分に認知されていません。

図表4-17 「安八町犯罪被害者等支援条例」の認知度



また、犯罪被害者等の人権で特に問題があることとしては、「報道によるプライバシーの公表や取材による私生活の侵害がある」が42.2%と最も高く、次いで、「犯罪行為によって精神的なショックを受ける」(37.6%)、令和7年調査で選択項目に追加した「インターネット上でプライバシーが公表されたり、^{ひぼう}誹謗中傷を受けたりする」(36.3%)、転居、離職等「犯罪行為によって経済的な負担を受ける」(34.6%)、「事件のことに関して、周囲にうわさ話をされる」(28.4%)などとなっています。これを令和2年調査と比べると、「事件のことに関して、周囲にうわさ話をされる」「犯罪行為によって精神的なショックを受ける」「刑事裁判手続に必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではない」が10ポイント以上低下しています。

図表4-18 犯罪被害者等の人権で特に問題があると思うこと（3つまで回答）



② 取り組みの方向性

「安八町犯罪被害者等支援条例」の周知を図るとともに、犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の発生の防止の重要性などについて理解を深めるよう、啓発広報活動や相談体制の確保などに努めます。

9 刑を終えて出所した人

① 現状と課題

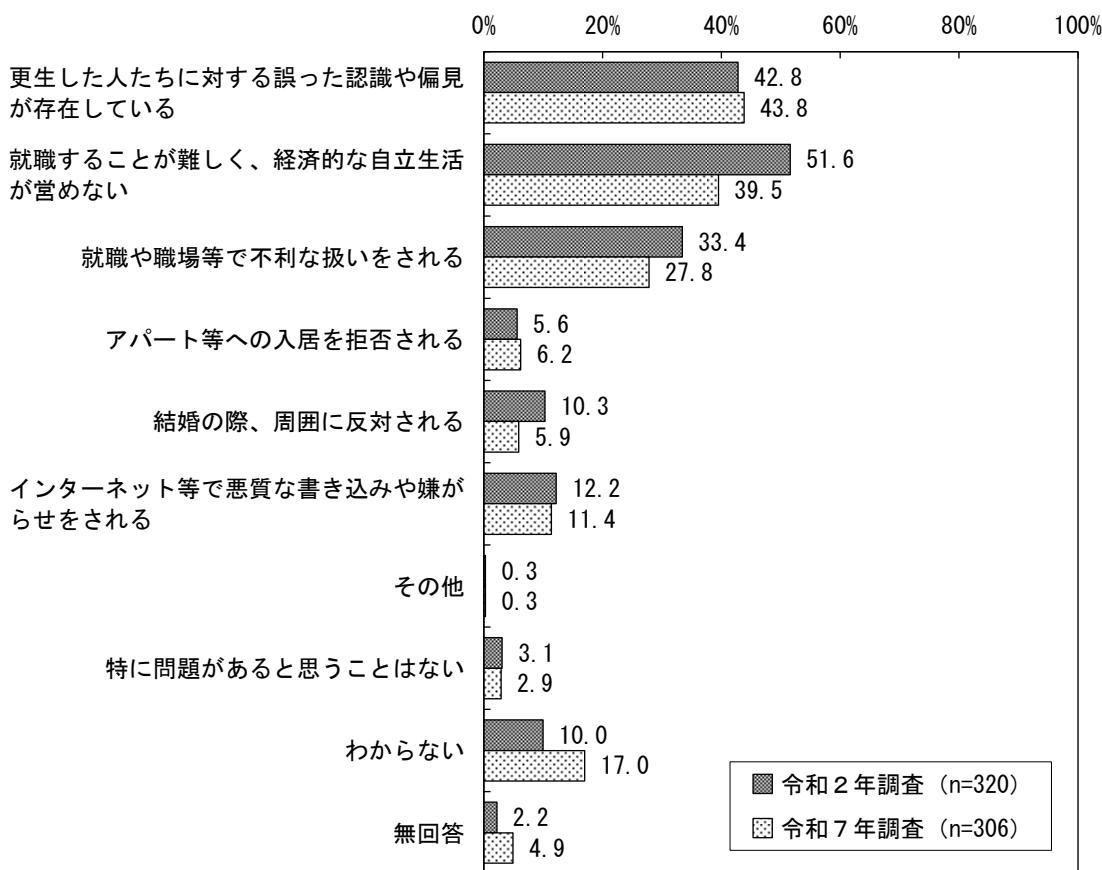
刑を終えて出所した人、逮捕・拘留後に釈放された人などに対しては、根強い偏見や差別があり、就職や住まいを確保することが難しいことや、家族に対する差別や嫌がらせなどもあります。円滑な社会復帰ができず、犯罪や非行を繰り返す人（再犯者）も少なくありません。

再犯者の増加を踏まえ、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援するため、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が制定されました。

安八町においては、町の地域福祉計画と町社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体化した「安八町おたがいさま計画」に再犯防止推進計画を含めて策定しています。この計画に基づき、刑を終えて出所した人が真に更生を果たし、社会の一員として円滑な生活を営むことができるよう、偏見や差別の解消に向けた啓発活動を進めています。

令和7年調査では、刑を終えて出所した人などが社会復帰を図る場合に想定される人権問題として、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在している」が43.8%と最も高く、次いで、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めない」(39.5%)、「就職や職場等で不利な扱いをされる」(27.8%)などとなっており、令和2年調査と比べると「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めない」が12ポイント程度低下しています。

図表4-19 刑を終えて出所した人などが社会復帰を図る場合に想定される人権問題（2つまで回答）



② 取り組みの方向性

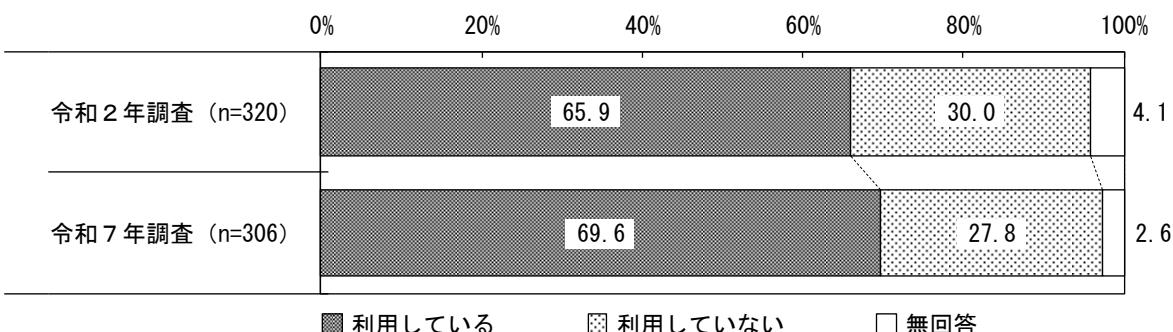
関係機関や保護司会などの団体と協力して「社会を明るくする運動」を推進するなど啓発広報活動に取り組み、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域社会をめざします。

10 インターネットによる人権侵害

① 現状と課題

近年、パソコンやスマートフォンなどの普及により、インターネットの利用は急速に広まりました。令和7年調査では、安八町においても、7割程度の人がインターネットを利用している状況です。

図表4-20 インターネットの利用状況



インターネットの利用の拡大に伴い、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や動画共有サイトなどのソーシャルメディアの利用者も拡大しています。

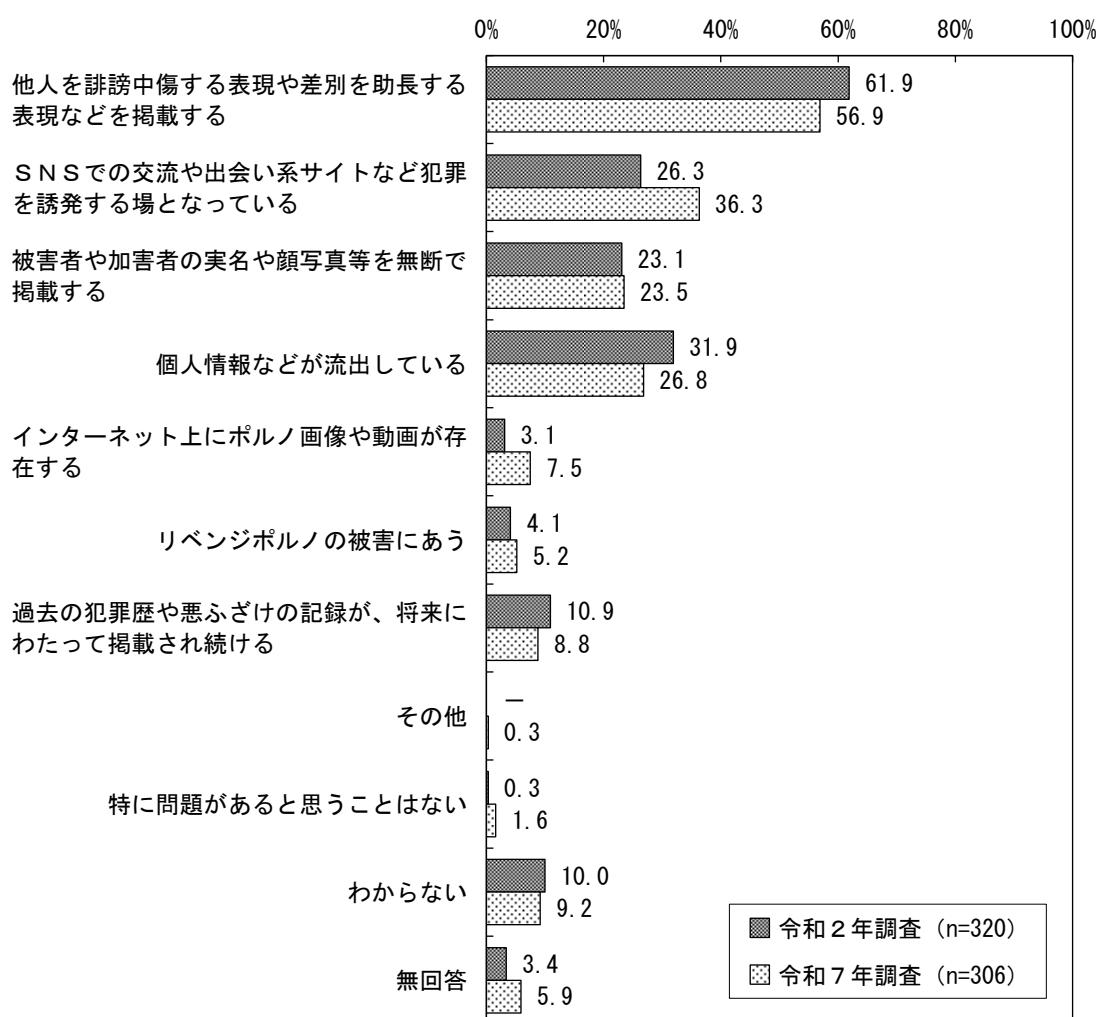
このように、便利さから利用が広がる一方、他人への誹謗中傷や個人のプライバシーに関する情報の無断掲示など、人権やプライバシーの侵害につながる行為が急増しています。また、学校裏サイトやネットいじめが社会問題となり、自殺する子どもも出ています。さらに、コミュニティサイトに起因する児童買春、児童ポルノによる被害児童の増加も懸念されています。

平成13年、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が制定されました。この法律により、インターネット上などの情報の流通において権利の侵害が行われた場合に、被害者がプロバイダやサービスの管理者などに対して発信者の情報の開示を請求する権利が与えられました。その後、同法の改正により開示請求を行うことができる範囲の見直しなどが行われましたが、迅速な削除が叶わない状況にありました。その後も、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害の問題が後を絶たないことから、令和6年に「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）に改正され、大規模プラットフォーム事業者に削除対応の迅速化、運用状況の透明化に係る措置が義務づけられています。

安八町においては、インターネットをめぐるマナーやモラル、犯罪につながる可能性などについて人権教育や啓発広報活動等に取り組んでいます。

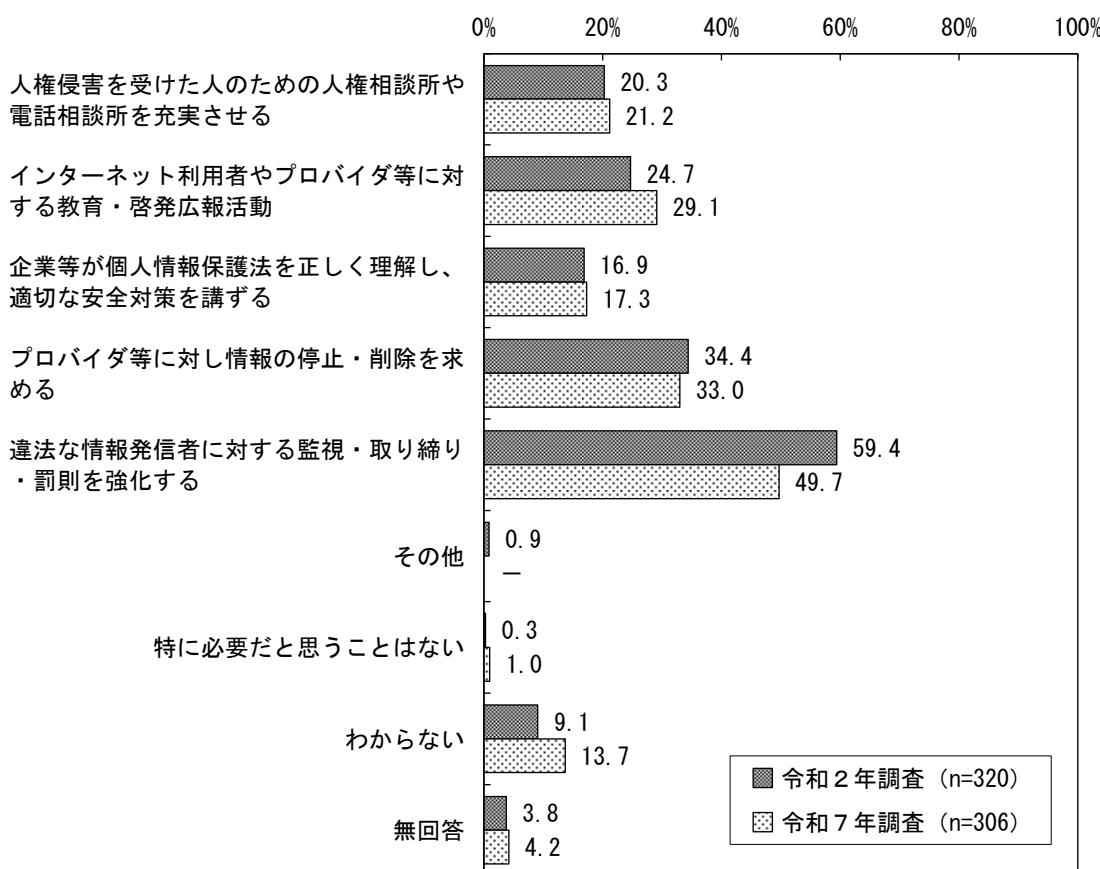
令和7年調査では、インターネットによる人権侵害で特に問題があることとして、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などを掲載する」が56.9%と依然として最も高く、次いで、「SNSでの交流や出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」(36.3%)、「個人情報などが流出している」(26.8%)などとなっていますが、令和2年調査と比べると「SNSでの交流や出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」が10ポイント上昇しています。

図表4-21 インターネットによる人権侵害で特に問題があると思うこと（2つまで回答）



また、インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこととしては、「違法な情報発信者に対する監視・取り締り・罰則を強化する」が49.7%と依然として最も高く、次いで、「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」(33.0%)、「インターネット利用者やプロバイダ等に対する教育・啓発広報活動」(29.1%)などとなっていますが、令和2年調査と比べると「違法な情報発信者に対する監視・取り締り・罰則を強化する」が10ポイント程度低下しています。

図表4-22 インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと（2つまで回答）



② 取り組みの方向性

インターネット上の悪質な書き込みなど権利侵害があった場合には、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」により、大規模プラットフォーム事業者に書き込み等の削除対応の迅速化が図られるようになっています。しかし、インターネットによる人権侵害を防ぐためには、利用者一人ひとりが人権意識を高めるとともに、インターネットの利点と問題点を正しく理解していく必要があります。引き続き、インターネットの利用にあたり、個人のプライバシーや名誉を尊重するとともに、犯罪に巻き込まれないための正しい知識を身につけるよう、人権教育や啓発広報活動等に取り組みます。

11 性的指向・性自認を理由とする人権問題

① 現状と課題

性的指向とは、人の恋愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を示します。

同性愛、両性愛の人々は、少数であるがために周囲の知識や理解はまだ低く、偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどに苦しんでいます。

また、性自認が異なるとは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障が生じている性同一性障がいなどのことをいいます。

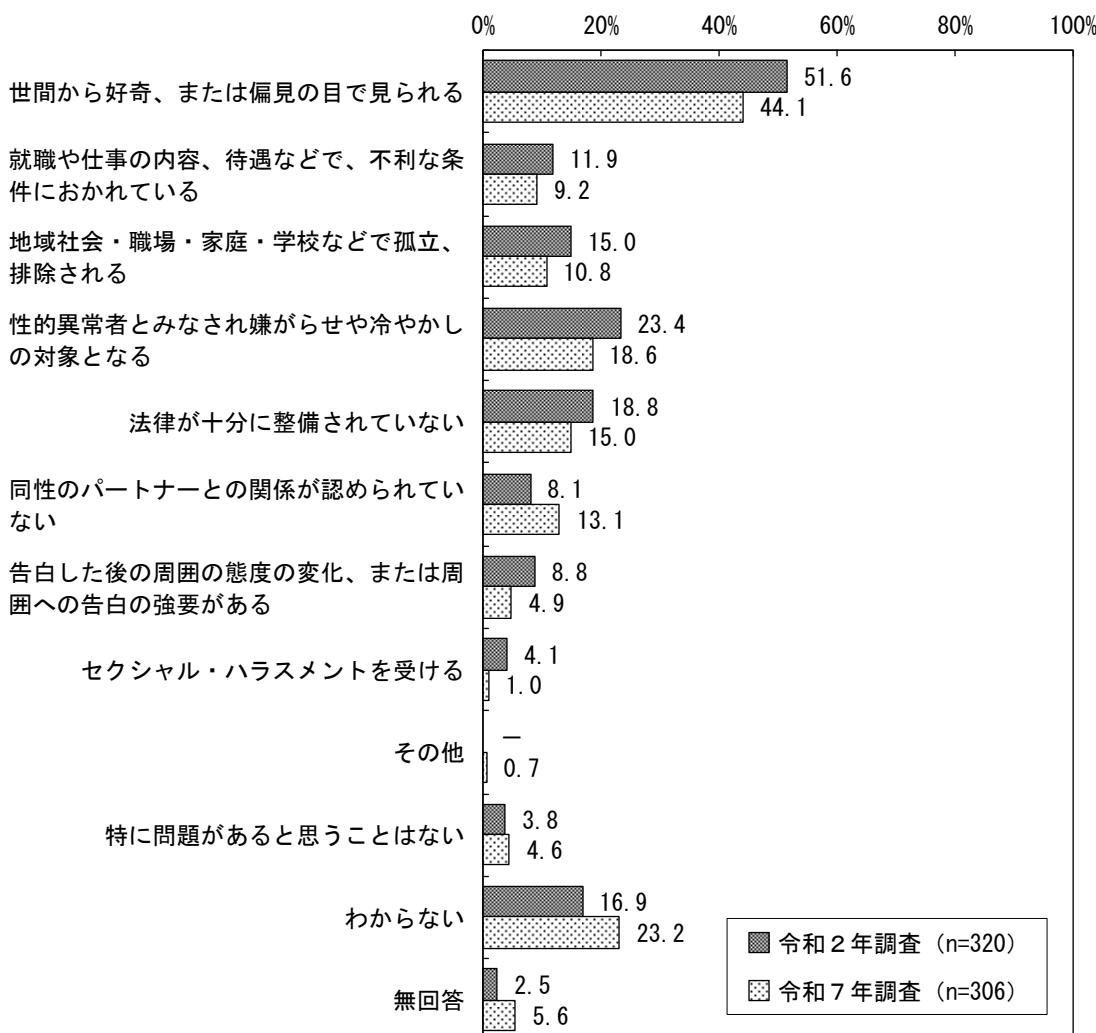
平成16年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が施行され、一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりましたが、周囲の知識や理解はまだ低く、偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどに苦しんでいます。

これらの人たち、女性の同性愛者（Lesbian）と男性の同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、からだの性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人（Transgender）たちのことを「LGBT」と言われていますが、「性」に関わる意識は多様であり、これにあてはまらない人もいる（自分の性のあり方を決められない、わからない、決める人（Questioning）なども加えて「LGBTQ+」などと表される）ことを認識しておく必要があります。

こうした性的指向や性自認に関する国民の理解が必ずしも十分でないことから、国は、令和5年に「LGBT理解増進法」を制定し、基本計画等の策定や施策の実施に取り組んでいます。市町村としては、性的指向、性自認を理由とする偏見や差別の解消に向けて、正しい知識や認識を習得するための啓発広報活動を推進する必要があります。

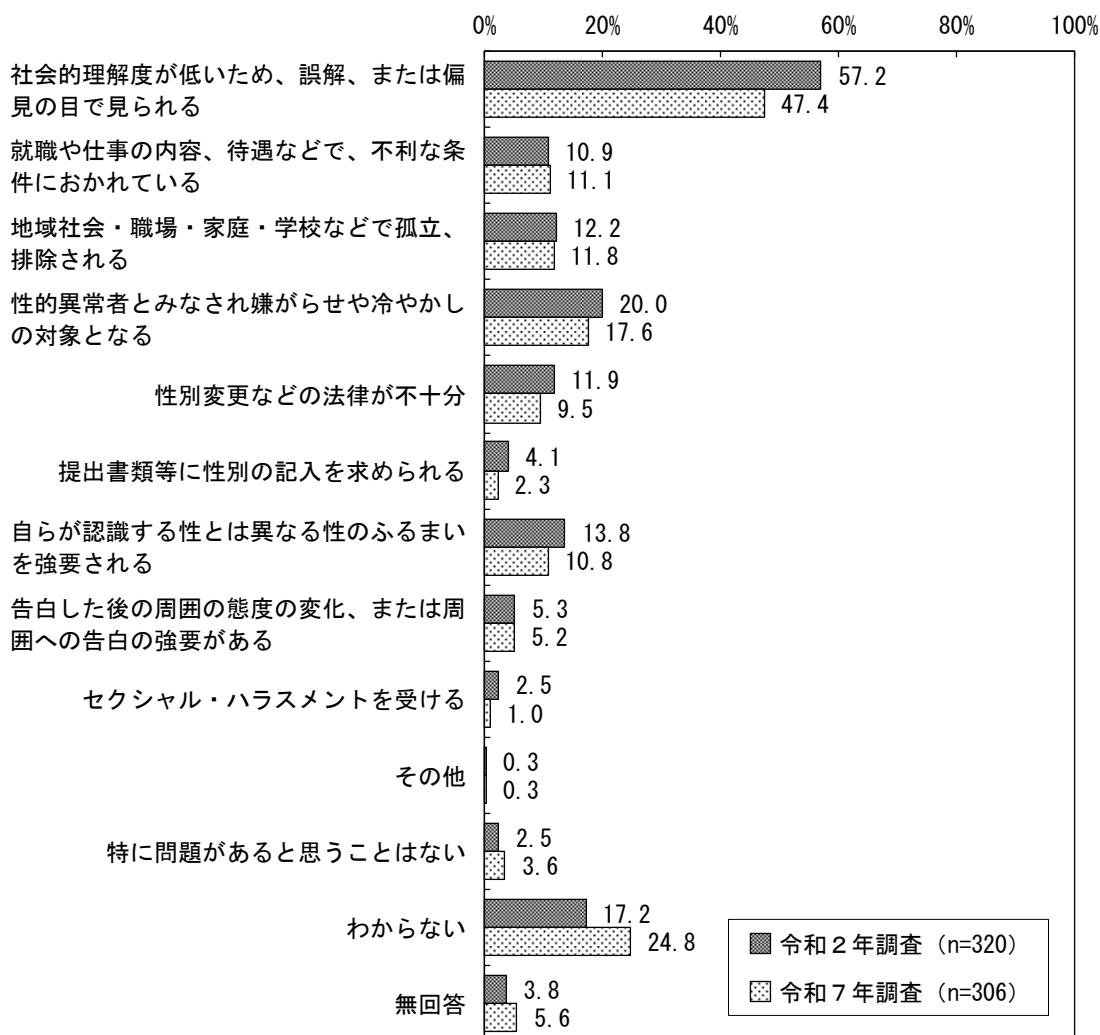
令和7年調査では、性的指向の異なる人の人権で特に問題があることとして、「世間から好奇、または偏見の目で見られる」が44.1%と依然として最も高く、このほかは、「わからない」が23.2%となっており、令和2年調査と比べても大きな変化はみられません。

図表4-23 性的指向の異なる人の人権で特に問題があると思うこと（2つまで回答）



また、性自認の異なる人の人権で特に問題があることとしては、「社会的理解度が低いため、誤解、または偏見の目で見られる」が47.4%と最も高く、このほかは、「わからない」が24.8%となっており、令和2年調査と比べると「社会的理解度が低いため、誤解、または偏見の目で見られる」が10ポイント程度低下しています。

図表4-24 性自認の異なる人の人権で特に問題があると思うこと（2つまで回答）



② 取り組みの方向性

性的指向や性自認についてはわかりにくく、そのために偏見や差別があることから、正しい知識や認識を習得し、理解を深める取り組みが求められています。

今後、性的指向の異なる人や性自認の異なる人に関する人権問題や人権施策についての情報の収集や周知に努めるとともに、町民や関係機関と協力し、正しい理解を深める人権教育・啓発活動等に取り組みます。

12 職場における人権問題

① 現状と課題

職場においては、長時間労働の長期化による過労死や仕事と生活の調和が保てないことが大きな問題となり、いわゆる働き方改革が進む中、パワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメントなどのハラスメントも重大な問題となっています。

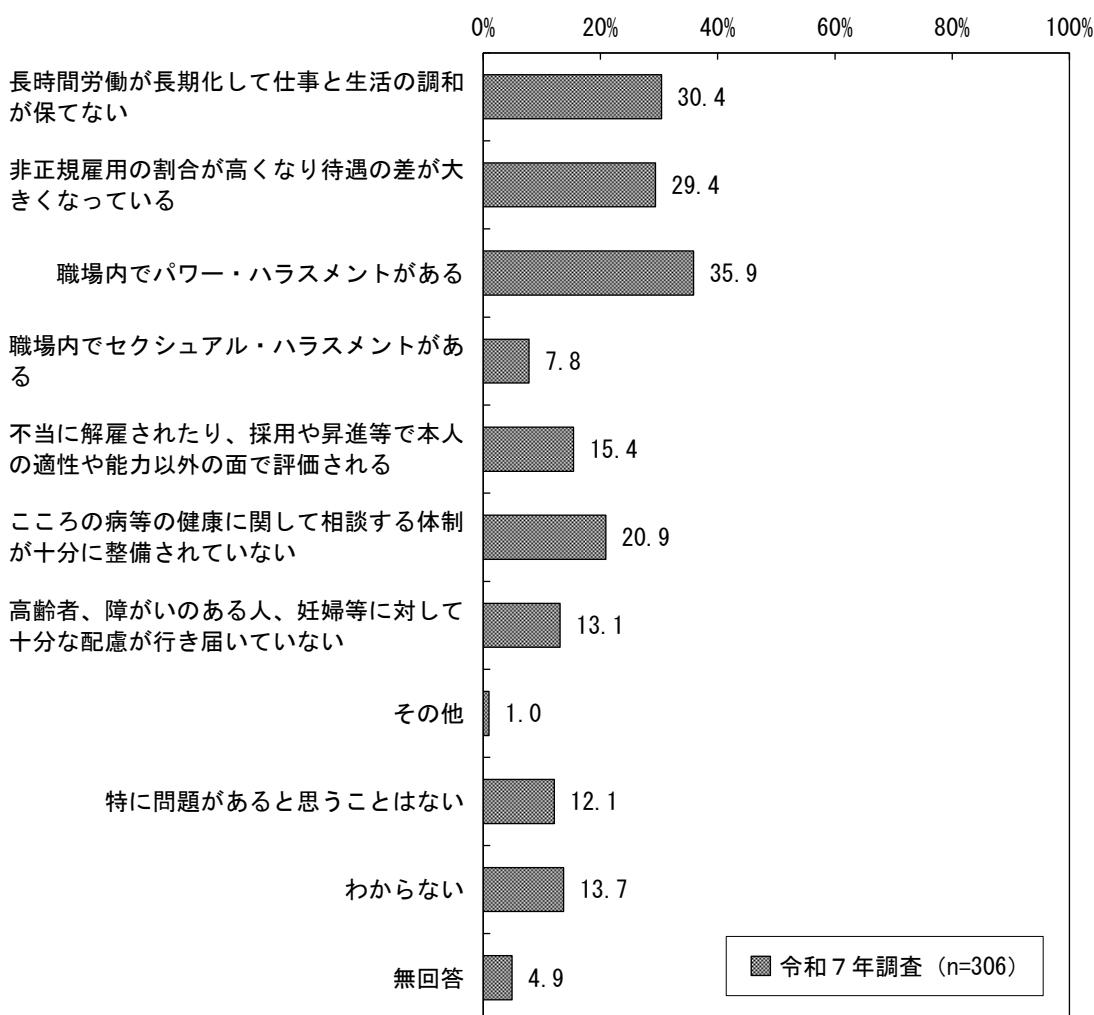
ハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つけるなど、人権に関わる許されない行為です。また、企業等にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

そのため、令和元年に「女性活躍推進法」と「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(以下「労働施策総合推進法」といいます。)が改正され、職場におけるパワー・ハラスメントの防止対策が事業主に義務付けられました。あわせて、「男女雇用機会均等法」と「育児・介護休業法」も改正され、セクシャル・ハラスメント等の防止対策の強化が図されました。さらに、令和7年には「労働施策総合推進法」が改正され、職場におけるカスタマー・ハラスメント等の防止対策が事業主に義務付けられることとなりました。

こうした職場における人権問題に対しては、組織的に取り組むことが大切であり、関係機関や企業等と協力し、働く人一人ひとりの人権に配慮した職場づくりへの啓発活動を進めていく必要があります。

令和7年調査では、人権を侵害されたことがある人が受けた行為として「パワー・ハラスメント」が37.4%と比較的高いほか（11頁参照）、職場における人権について特に問題があると思うこととしても、「職場内でパワー・ハラスメントがある」が35.9%と最も高くなっています。このほか、「長時間労働が長期化して仕事と生活の調和が保てない」が30.4%、「非正規雇用の割合が高くなり待遇の差が大きくなっている」が29.4%などとなっています。

図表4-25 職場における人権について特に問題があると思うこと（3つまで回答）



② 取り組みの方向性

関係機関や企業等と協力して、制度改正等についての周知を図り、働く人一人ひとりの
人権に配慮した職場づくりへの啓発活動を推進するとともに、町としても職場におけるハ
ラスメントの防止や長時間労働の是正などに取り組みます。

13 その他の人権問題

これまで掲げた課題以外にもさまざまな人権にかかわる問題があります。

例えば、ホームレスやアイヌの人々、北朝鮮当局による拉致問題、人身取引被害者など、長く続いている問題だけでなく、度重なる災害によって明らかとなった風評による偏見や差別、避難所におけるプライバシーの侵害といった新たに生じている問題など、さまざまな人権問題があります。

これらの課題や今後新たに生じる人権問題についても、それぞれの状況に応じて、その解決に資する人権教育や啓発広報活動等を推進していきます。また、関係機関との連携を深め、相談体制等の充実に努めます。

安八町人権施策推進指針

(第二次改定案)

発行年月 令和7年11月

発行者 安八町

〒503-0198

岐阜県安八郡安八町氷取161番地

TEL 0584-64-3111

FAX 0584-64-5104
